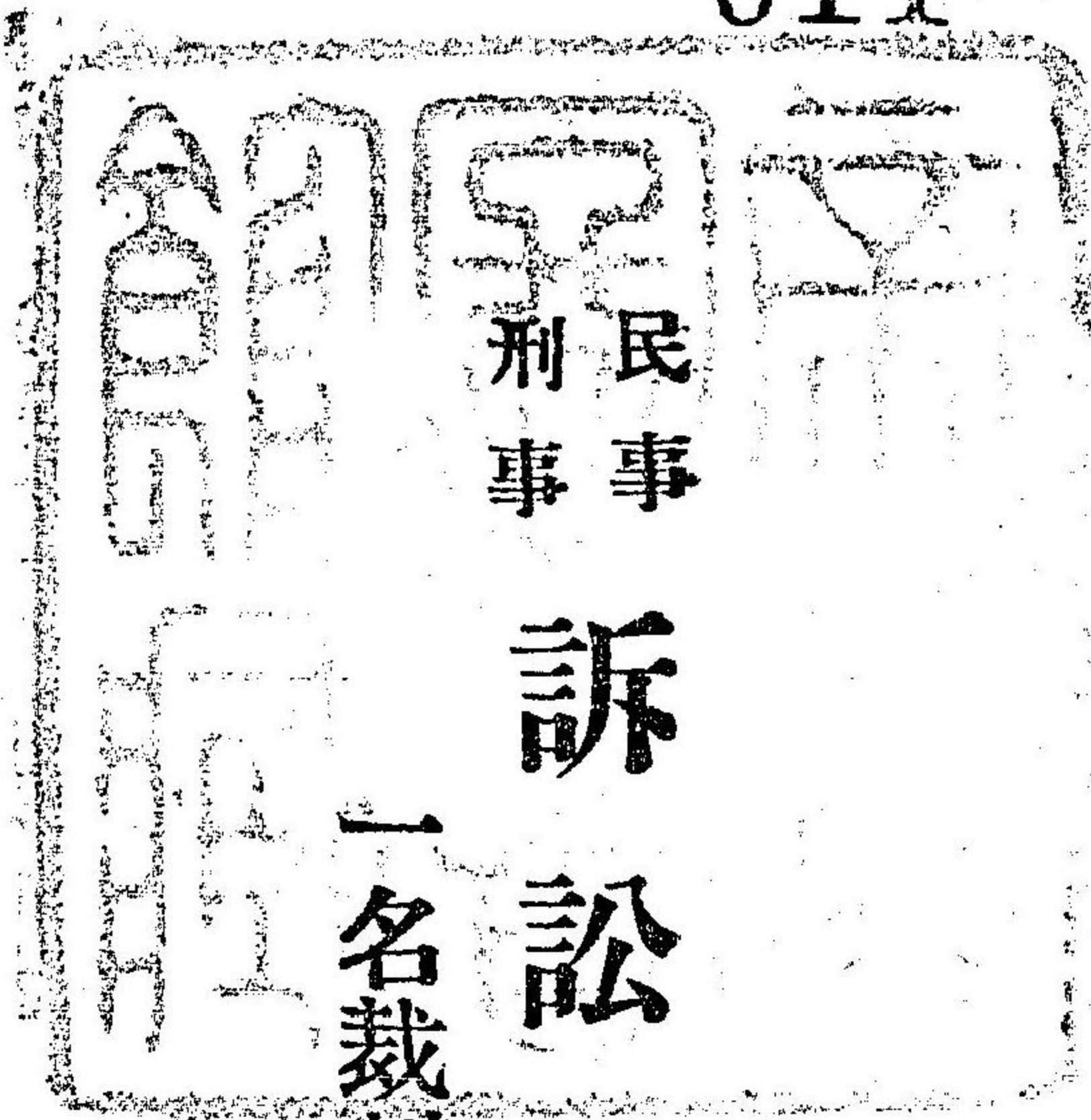


特 61
611



民事
刑事

訴訟
の
鑑定

一名裁判にけまぬ秘訣



明治

44. 3. 2

内交

序

我邦人文の發達は未だ歐米の如からず、法律思想亦甚だ幼稚にして一般に普及せざるは予の私に痛嘆する所なり。蓋し法律は吾人の日常行爲を律する準繩にして之を知ると知らざるにより直接個人の權利義務に及ぼす關係甚だ大なるものあればなり、然かも専門の書學理高遠にして字句亦難解、門外漢は容易に窮ひ知る可らず。知らざるべからずして容易に知り得ざるは豈に憂ふべきことならずや。

吾が長友龜谷正司君茲に見る所あり、法律思想の普及を圖

らん爲め本書を著はし予に之が序を求む。乃ち之を見るに
深遠なる學理の探究を避け、専ら吾人の日常生活に接觸
せる法律問題に就き、極めて簡易明快に解説を試みたるも
のにして、何人と雖も一讀直ちに其意味を了解し得べく、
好箇の良顧問官たるを得べし、蓋し法律思想の普及を圖る
上に於て予の意を得たる良書たるを疑はず、是れ此の序あ
る所以也。

明治辛亥如月

法學士
辯護士

塚崎直義

自序

文學は美酒佳肴に比すべく法律は米麥に類すべし。食つても食
はなくてもよきは文學也、是非共食はればならぬ代物は法律な
り。米麥に上等と下等ある如く、法律にも上等と下等とあるな
り。上等のは大學の先生達が食ふものにして吾々平民の食ふも
のに非ず食つても味が分らぬなり。
本書は吾々平民が食ふべき下等の法律なり、下等なれど食つて
味よく、身も肥は、財産も殖はるなり濟せたい人や貧乏したい
人は本書を讀むこと勿れ、本書を讀めば他人にだまされること
なく、損することあければなり。

明治亥年の或る寒む夜

著者申す

目次

民事の部

- 一、土地明渡の場合に立退料を請求し得るや……………一
- 二、地震賣買とは如何なる事にして法律上の効力如何……………
- 三、無盡講頼母子講は法律上如何なる性質のものなるや……………
- 四、破講の場合に講主は責任を負ふや……………
- 五、妻と商業契約を爲したるに就て夫に對して其履行を請求し得るや……………
- 六、妻は夫の許可を受ず獨斷にて營業を爲し得る場合ありや……………
- 七、住所と居所とは如何に區別するや……………

- 一、不在者と失踪者とは異なるや……………七
- 一、寄附行為と寄附とは如何なる區別ありや……………八
- 一、會社は如何なる場合に臨時總會を開く義務ありや……………九
- 一、破産したる法人は如何に成行るか……………一〇
- 一、家屋に附屬せる疊建具は不動産なりや……………一〇
- 一、利息は日割極めとするが正當なりやそれとも月極めとするべきものなりや……………一〇
- 一、賭博に勝ちたる金を借用證書とせしときは之を以て請求し得るや……………一一
- 一、家屋明渡しに付て立退料を貰ふ慣習あれば其慣習は有効なりや……………一二
- 一、家を賣らんと申込みたるも其實は金を借入たき眞意より……………一三

- 一、時は相手方が買ふとを承諾するも其賣買を取消得るや……………一三
- 一、借財を免かれんとして或る財産を他人と協議上賣渡したるが後日之れを取戻し得るや……………一四
- 一、瑞西製の時計と信じて買入たるに其實米國製の時計なりし時は其約束を無効とするを得るや……………一五
- 一、人造金と稱して鍍金の指環を賣たる者は詐欺なりや……………一六
- 一、詐欺に陥り自己の家屋を他人の所有名義に爲したる後其者が又第三者に轉賣したる時は其第三者に對して詐欺を理由として取戻を請求し得るや……………一七
- 一、強迫されて借用證書に連帶の印を押捺したる場合には責任を負はざるや……………一八
- 一、東京より大阪へ商品を注文したる時は其注文は何時より……………一八

- 効力を生ずるや……………二八
- 一、代理人が本人の委任の意思に反する行為を爲したる時は
本人は一切責任を負ふものにあらざるや……………二〇
- 一、代理人が代理権限外の事を爲したる時は本人は一切責任
を負はざるや……………二二
- 一、解雇したる手代が賣掛代金を受取たる場合に主人は其支
拂を無効に爲すを得るや……………二三
- 一、代理行為は何人も之を爲す事を得るや……………二三
- 一、法律上無効の行為と取消し得らるゝ行為との差異如何……………三
- 一、取消すを得る行為と知りながら其一部分だけを履行し
たる時は他の部分の取消を爲すを得ざるや……………三四
- 一、取消権は何年間之れを行はざる時は其効力を失ふや……………三五

- 一、大阪へ移住せばこの家を譲渡すと約束して置きながら其
後大阪へ移住すると共に其家を更に他人に譲渡したる者は
如何なる制裁ありや……………三五
- 一、船横濱に着港せば其積荷を賣らんと契約したるに其後價
格の騰貴に因り其船を長崎に着港せしめ賣買の無効を主張
し得るや……………三六
- 一、子が随意に遣はさんと欲する時は汝に千圓を興へんと云
ふ約束に基き其千圓を請求し得るや……………三七
- 一、期限を定めて貸金を爲したる場合に於て別段の約束なき
時は如何なる事情あるも其期限まで辨済の請求を爲す事を
能ざるや……………三六
- 一、期間の末日が日曜日なるときと雖も其の日を以て期間は
……………三五

- 満了するや……………二九
- 一、時効に罹りたることを知らずして支拂たる金銭は取戻すことを得ざるや……………三〇
- 一、時効に罹らざる方法ありや……………三一
- 一、盗品にも時効の利益を受くるや……………三二
- 一、債権は何年間履行を請求せざる時は時効に因り消滅するものなるや……………三三
- 一、一の動産を二人以上にて買取る約束を爲したる時は其の善後策に因りて効力を異にするや……………三五
- 一、盗品又は遺失物を公然買受たるときは被害者或は遺失主より請求を受くるも返戻する義務なきや……………三七
- 一、家畜外の動物を捕へたる者は直ちに所有権を取得するや三九

- 一、差配人は其の専有する家屋に妨害を加へられ或は加へんとする虞れあるときは所有主の承諾は豫防の爲め訴訟を起すことを得るや……………四〇
- 一、自己の所有地には如何なる高さ家屋を建築するも數十丈地下を掘下げるも自由なりや……………四一
- 一、如何なる場合に隣地を使用し得るや……………四二
- 一、如何なる場合に隣地を通行することを得るや……………四三
- 一、隣地より自然に流れ来る水は防ぎ止めるとを得る……………四六
- 一、隣地に工作物ある爲めに自己の隣地へ雨水の注瀉する時は之を豫防する方法を隣地主に請求し得らるゝや……………四七
- 一、隣地の境界線とする垣塀の如き物の修繕費用は何人が負擔するものなるや……………四七

隣家との境界の空地に隣家の承諾なく圍障を設けることを得るや……………四九

隣地の竹木の根が境界線を踏えて自己の所有地に延びたる時は之れを截り取ることを得るや……………五一

隣地の境界線に接近して建物を建築する者は如何なる責任ありや……………五一

土塚に接して井戸又は下水溜或は麴室廁の類を穿つには如何なる距離を要するや……………五二

他人の土地にて埋藏の古金を發見したる者は如何なる利益ありや……………五二

所有權を異にする酒とビールが混合したる場合には其の混成物は何人の所有權に歸するや……………五五

共有者の一人が相續人なくして死亡したるときは其の持分は何人に歸するや……………五九

共有者の一人より分割を請求せられたるときは他の共有者は之れを拒むことを得ざるや……………六〇

地上權の期限を定めざるものは何年間存續するものなるや……………六二

地上權の消滅するときは地上權者は如何なる權利義務を有するや……………六三

永小作の權利を他人に讓渡し又は賃貸することを得るや……………六五

永小作人は地主に承諾なく田を變じて畑と爲すことを得るや……………六五

宿料不拂に付客の手荷物を留置することを得るや……………六六

- 一、乳牛の飼養料不拂に付其の牛を留置することを得るや……六七
- 一、如何なる債権は債務者の總財産に先取特権を有するや……六九
- 一、地代家賃は如何なる物に先取特権ありや……七〇
- 一、宿泊料は如何なる物に先取特権ありや……七一
- 一、先取特権の目的物たる動産が他人の手に渡りたる時は其の物に付き先取特権を失ふや……七二
- 一、有價物は如何なる物にても質物と爲すことを得るや……七二
- 一、質物を質置主に預け置くことを得るや……七三
- 一、質屋營業者の質物の處分と民法上の質物の處分とは如何なる點に於て異なるや……七三
- 一、根抵當とは如何なるものか……七五
- 一、抵當權を滌除することを得る者と如何なる方法に因りて

滌除し得るや……七五

- 一、抵當の土地の上にある建物は競賣の場合には如何に處分するや……七六
- 一、抵當權登記後の賃貸借は如何なる場合に抵當權者は之れが解除を請求し得るや……七九
- 一、債権の目的は金錢に見積ることを得るものに限るや……八〇
- 一、債権の目的が金錢なるときは、債務者は如何なる通貨を以て辨償するも随意なるや……八一
- 一、法律上の利息は何程にして如何なる場合に生ずるや……八二
- 一、當事者の承諾に基くものなれば如何なる高利を約束するも差支なきや……八三
- 一、複利は如何なる場合に生ずるものなりや……八四

- 一、酒十駄を與ふるか否らざれば金三百圓を與ふべしと約束したる時には其何れをか選擇する權利は何人に屬するや八五
- 一、相手方が債權の目的物を選択せざるときは一度如何なる方法を講ずるや……………六六
- 一、第三者をして債權の目的物を選択せしむる場合に其者が選擇を行ふとを能ざる場合には如何に之れを選択するや……………六七
- 一、選擇權は選擇權と同時に効力を生ずるものなるや……………六八
- 一、如何なる時期に債務履行を怠ることと爲り遲滞の責に任せらるゝや……………九〇
- 一、債權者が如何なる場合に遲滞の責に任せらるゝや……………九一
- 一、債務者が約定の履行を爲さざる時は他人をして之れを代はらしめ其の費用を支拂はしむるを得るや……………九二

- 一、或る行爲を爲さずと約束し之れを爲したるときは其の債權者は如何なる請求權ありや……………九二
- 一、違約金の約束あるにも拘らず損害賠償を要求し得るや……………九四
- 一、金錢に非ざる物を以て損害賠償の豫定を爲すことを得るや九五
- 一、債權者が債務者に屬する權利を代りて行ふことを得るや九六
- 一、債務者が債權者の利益を害することを知りて爲したる行爲は之れを取消すことを得るや……………九七
- 一、債權者を害することを知りて爲したる債權者の行爲を取消したる時は其の効力は何人に及ぼすものなるや……………一〇〇
- 一、別段の約束なく四人にて千圓の債務を負ひたるときは其の負擔方法は如何なる割合なりや……………一〇〇
- 一、連帶債務者の一人に付き債務負擔無効又は取消の原因あり……………一〇〇

- るときは他の債務者に如何なる影響を及ぼすや……………一〇二
- 一、連帶債務者の一人に履行の請求を爲す時は他の連帶債務の求償権を行ふことを得るものなりや……………一〇三
- 一、連帶債務者の一人と債権者の間に於て契約を更改したるときは他の債務者に對しては如何なる結果を生ずるや……………一〇三
- 一、三人連帶債務を負担し千六百圓を借用せしに債権者が其の一人に債務履行の免除を與へたるときは他の債権者は如何なる利益を受くるや……………一〇五
- 一、連帶債務者中償還の資力なき者あるときは他の債務者は損害を蒙るや……………一〇六
- 一、連帶債務者中の一人に債務の免除を爲したる場合に他の債務者中無資力者を生じたるときは其資力部分の損害は如何なるや……………一〇七

何に負擔するや……………一〇七

- 一、保證人は主たる債務より重き債務を負担することを得るや……………一〇八
- 一、無能力に因り取消すことを得る債務を保證したる者は如何なる責任を負ふや……………一〇九
- 一、保證人は其の資格上債権者に對して如何なる権利を主張し得べきや……………一一一
- 一、如何なる債権にても讓渡すことを得るや……………一一六
- 一、指名債権の讓渡しを完全に爲すには如何なる手續を要するや……………一二七
- 一、偽造の指圖債權證書を受領し辨濟を爲したる者は其の辨濟は無効なりや……………一二八
- 一、指圖債權及び無記名債權の讓受人は其の債務者が證書以

- 一、外の事由を以て支拂を拒むもそれを排斥する権利ありや二〇
- 一、債務者が承諾なきに利害關係なき他人が辨済を爲したる時に其辨済は有効なりや……………二三
- 一、辨済者が誤て他人の物を引渡したるとき其の物を取戻すことを得るや……………二三
- 一、金錢債權の辨済場所は何の場所に於て爲べき者なるや二四
- 一、供託は如何なる場合に之れを爲す必要を生ずるや……………二五
- 一、相殺として差引勘定を爲し得る要件は何ぞや……………二六
- 一、如何なる契約變更は更改と看做るゝや……………二七
- 一、債權者と債務者と混同に因り消滅せざる債權は如何なる性質のものなるや……………二八
- 一、期間を定めて確答すべしと申込みたるものは自己の隨意……………二九

- 一、取消すことを得ざるや……………二九
- 一、或る行爲を爲したる者に一定の報酬を與ふる廣告を爲したる者は如何なる義務ありや……………三〇
- 一、或る行爲を爲したる者に金時計一箇を報酬として與ふる廣告を爲したる場合に其の行爲を數人に於て同時に爲したるときは其報酬に處分するや……………三二
- 一、第三者に或る物を給與する契約を爲したる時は第三者は何人に其契約の履行を請求し得るや……………三五
- 一、債務履行が債務者の爲めに不能に陥りたる時は相手方は其の契約を解除することを得るや……………三四
- 一、贈與は如何なる場合に取消すことを得るや……………三六
- 一、如何なる時期に至るまで手附金を抛棄し又は倍額を返還……………三七

- して契約の解除を爲すことを得るや……………一三九
- 一、他人の物を以て賣買の目的物と爲すことを得るや……………一四一
- 一、賣主が賣却物に付一切の擔保義務を負はざることを契約する
ことを得るや……………一四四
- 一、買戻の契約は如何なる物の賣買に有効なりや……………一四五
- 一、金銭貸借の豫約は如何なる場合に効力を失ふや……………一四七
- 一、消費貸借の目的物に瑕疵ありたる時は更に之を瑕疵なき
物を仕ふることを得るや……………一四八
- 一、使用貸借の目的物は貸主の承諾なく又貸しを爲すこと
を得るや……………一五〇
- 一、賃借人は賃借物の使用及び収益に付如何なる義務を負擔
するものなるや……………一五一

- 一、天災事變の爲めに賃借物の一部が滅失したるときは借主
は貸主に對して如何なる要求權ありや……………一五一
- 一、借賃の支拂期日を定めざるときは何時之を支拂ふべきも
のなるや……………一五三
- 一、賃貸借に期間を定めざる時は何時解約を申込むも差支な
きや……………一五四
- 一、勞務は何時たりとも約定の報酬を請求し得るや……………一五五
- 一、雇傭契約の解除は何時にても之れを爲すことを得るや……………一五五
- 一、請負の仕事賃は如何なる時期に請求し得るや……………一五八
- 一、注文者は如何なる場合に請負契約を解除することを得るや……………一五八
- 一、受任者は委任者に對して當然委任事務處理の報酬を請求
することを得るや……………一六〇

- 一、委任は何時にても解約するを得るや……………一六二
- 一、預り主は預り物に付て如何なる注意を要するや……………一六二
- 一、預け主は何時にても預けたる物を取戻すことを得るや……………一六四
- 一、組合員が金銭を以て出資を爲すときに其出資を怠りたるときは如何なる責任を負担するや……………一六五
- 一、組合員が勞務を以て出資と爲すとき其勞務を怠りたるものは如何なる制裁ありや……………一六五
- 一、組合員は何時にても組合を脱退するを得るや……………一六六
- 一、終身定期金の契約とは如何なるものか……………一六七
- 一、義務なく他人の事務を管理する者は如何なる責任を負担するものなるや……………一六八
- 一、他人に事務管理をせられたる本人は管理者に對して如何

- なる義務を有するや……………一七二
- 一、受くべき正當の理由なくして他人より利益を受けたる者は返還する義務ありや……………一七二
- 一、辨濟期限前に辨濟したる金銭は取戻すことを得るや……………一七四
- 一、失火の爲めに他人の損害を蒙らしめたる者は賠償の責任ありや……………一七五
- 一、身體、自由、名譽を害されたる時は如何なる標準を以て損害賠償を要求し得るや……………一七七
- 一、未成年者が不法に他人へ損害を加たる賠償の責ありや……………一七八
- 一、故意又は過失に因り必神喪失の状態に於て他人に損害を加へたる者は賠償の責任を免かれざるや……………一七九
- 一、家根瓦或は壁垣の轉落の爲めに他人に損害を加へたるや……………一七九

- きは賠償の責を免れざるや……………一八二
- 牛馬、犬猫の爲めに他人に損害を加へたるときは飼主は如何なる責任を負担するや……………一八三

刑事の部

- 一、刑法とは如何なる法律なりや……………一八四
- 一、刑事法とは如何なるものを云ふや……………一八五
- 一、犯罪とは如何なる事柄なりや……………一八五
- 一、國家は如何なる標準に依て吾人の行爲を罪と認め之れに刑罰を科するや……………一八六
- 一、刑法上公務員とは如何なるものを言ふや……………一八七
- 一、自由刑とは如何なる刑罰なりや……………一八七

- 一、財産制とは如何なる刑を云ふや……………一八八
- 一、主刑、附加刑とは何にを云ふや……………一八八
- 一、刑法上如何なる物は没收すべき物なりや……………一八九
- 一、刑の執行猶豫とは如何なるものを云ふや……………一九〇
- 一、假出獄とは如何なるものなりや……………一九一
- 一、時効とは如何なるものなりや……………一九二
- 一、法令又は正當の業務に依り爲したる行爲と雖も罪となることありや……………一九三
- 一、正當防衛の行爲は何故罰せざるや……………一九四
- 一、刑法に所謂緊急避難行爲とは如何なるものぞ……………一九六
- 一、心神喪失者の犯罪行爲は之れを罰し得るや……………一九七
- 一、瘡腫者の行爲は如何なる場合に於ても之を罰せざるや……………一九七

- 一、十四歳未満の者が罪を犯したる時は如何なる制裁ありや……………一九七
- 一、未遂犯とは如何なるものなりや……………一九九
- 一、中止犯とは如何なる場合なりや……………二〇〇
- 一、併合罪とは如何なる場合なりや……………二〇〇
- 一、累犯とは如何なるものなりや……………二〇二
- 一、共犯とは如何なるものなりや……………二〇三
- 一、正犯とは如何なるものなりや……………二〇四
- 一、教唆犯とは如何なるものなりや……………二〇五
- 一、教唆者と教唆したる者は處罰を受くるや……………二〇六
- 一、從犯とは如何なるものなりや……………二〇六
- 一、拘留又は科料に處せらる可き罪の教唆犯は之を罰し得るや……………二〇七

- 一、酌量減輕とは如何なるものぞ……………二〇七
- 一、刑の加減順序及び方法は如何にすべきものなるや……………二〇八
- 一、刑法に於て親族と稱するは如何なる關係を云ふや……………二一〇
- 一、刑法の過用せられざるは如何なる者なりや……………二一〇
- 一、不敬罪とは如何なる犯罪なりや……………二二三
- 一、内亂罪の犯人は如何なる種類に依りて處分を異にするや……………二二三
- 一、敵國を利する目的を以て兵器彈藥を隱匿したる者は如何に處分せらるゝや……………二二四
- 一、外國の軍事探偵を幫助したる者は如何に處分せらるゝや……………二二五
- 一、帝國に派遣せられざる外國の使節が偶ま帝國內に立寄りたる場合に於て、この使節に對し暴行脅迫を加へたる時は如何に處分せらるゝや……………二二五

- 一、官公吏の職務執行に抵抗したる者は如何なる處分ありや……………二二六
- 一、誤つて囚人を逃走せしめたる犯罪成立するや……………二二七
- 一、科料に處せらるべき罪を犯したる者を藏匿したる者は如何に處分せらるや……………二二八
- 一、他人の刑事被告事件に關する證憑を湮滅し又は偽造變造行使したる者は、罰金刑以下の被告事件に對しても犯罪の責任ありや……………二二九
- 一、犯人藏匿罪及び證憑湮滅罪の犯人又は逃走者の親族が之れを犯したる場合は如何に處分せらるや……………二二九
- 一、暴行又は脅迫の爲め多衆聚合したるときは直ちに騷擾罪は成立するや……………二三〇
- 一、放火を爲さんことを豫備したる場合に於ても處罰せらる

るや……………二三一

- 一、火を失して自家を燒きたる者も刑法上の責任ありや……………二三一
- 一、火災の際消防を妨害したる者は如何に處分せらるや……………二三三
- 一、水利妨害罪は自己の權利行爲の結果に出でたるときは犯罪とならざるや……………二三三
- 一、人の住居せざる邸宅或は艦船内に故なく侵入したる者は處罰せらるや……………二三四
- 一、家宅侵入罪は如何にして成立するや……………二三五
- 一、親族朋友間に於て前述の場所に無斷侵入したる時は家宅侵入罪となるや……………二三六
- 一、往來に妨害物を置き公衆の通行を害したる者は如何なる處分を受くるや……………二三七

- 他人の信書を開披したる者は如何なる處分を受くるや……………三三六
- 玩弄物として販賣の目的を以て紙幣を偽造したる者は紙幣偽造罪に處はるゝや……………三三六
- 親告罪を設けたるは如何なる理由に基くや……………三三〇
- 如何なる種類の犯罪は親告罪なるや……………三三一
- 女子は強姦罪を以て問はるゝことありや……………三三三
- 内縁の妻は他人と姦通するも姦通罪を成立せざるや……………三三四
- 婦女に藥物を與へて心神喪失の狀況に於て姦淫を爲したる者は如何に處分せらるゝや……………三三四
- 競技は賭博犯と爲ることありや……………三三五
- 菓子賭して勝敗を争ひたる如きは賭博犯なりや……………三三六
- 觀劇の費用に供する爲めに金錢を賭して花札合せを爲し

- たる者は賭博犯なりや……………三三六
- 變死者の檢視と經ずして埋葬したる場合には如何なる制裁を蒙るものなるや……………三三六
- 官公吏議員に對して賄賂を贈るべき約束を爲したる者は如何に處分せらるゝや……………三三六
- 飲料水を汚穢する罪に於ける飲料に供する淨水とはなる種類の水を指すや……………三三九
- 貨幣紙幣又は銀行券の偽造又は變造の豫備にて如何なる程度に達したる者は處罰せらるゝや……………三四〇
- 執達吏の職務代理者の作りたる文書は官文書なりや之れを變造したる者は官文書變造罪を成立せしむるや……………三四二
- 公證人に對し虚偽の申立を爲し公正證書の原本に不實の

- 記載を爲さしめたるものは如何なる處分ありや……………二四二
- 一人の爲造したる官文書なるを知りて行使したる者は如何に處分せらるゝや……………二四二
- 他人の利害を偽造したる時は如何なる場合に私書偽造罪は成立するや……………二四三
- 白紙委任狀に權限外の事項を記載し行使したる者は私書偽造行使罪を請求するや……………二四四
- 醫師職務上私書偽造罪に問はるゝ場合ありや……………二四五
- 郵便局の日附印を偽造したる者は官印偽造罪なりや……………二四六
- 宣誓せざる證人は虚偽の陳述を爲する偽證罪は成立せざるや……………二四七
- 他人の妾が姦通を爲したりとも虚偽の事實を裁判所へ申

- 告したる者は誣告罪を構成するや……………二四七
- 自己の妻が他人と姦通せりと誣告したる場合は如何に處分せらるゝや……………二四九
- 所謂色魔なる者は如何なる處分を受くるものなるや……………二五〇
- 春畫を所持する者は處罰せらるゝや……………二五二
- 婦女の心神を喪失せしめ姦淫を爲し傷害せしめたる者は親告罪を以て論ずべきものなるや……………二五三
- 婦女を勧誘して姦淫せしめたる時は如何なる場合に在りても犯罪成立するや……………二五四
- 内縁の妻として婚姻を重ねたる者は重婚罪を成立するや……………二五五
- 宗教上の説教を妨害したる者は如何に處分せらるゝや……………二五六
- 石碑を損壞したる者は如何に處分せらるゝや……………二五六

- 一、自殺者の依頼を受けて自殺を幫助したる者は自己の利益の爲にせざるも犯罪は成立するや……………二五七
- 一、傷害罪は如何にして成立するや……………二五八
- 一、人を殺すの意思を以て之に着手したるも殺すに至らず單に傷くるに止まりたる時は尙ほ傷害罪なりと謂ふや……………二五九
- 一、傷害の結果人を死に致したる時は如何に處分せらるゝや……………二五九
- 一、人を傷害しつゝある者の傍らに於て其勢を助けたるときは犯罪となるや……………二六〇
- 一、人を毆打して傷害を蒙らしめざる程度なる時は如何に處分せらるゝや……………二六一
- 一、故意を以て病毒を傳染せしめたる場合には傷害罪を成立するや……………二六二

- 一、過失に因り人を殺傷したる者は如何に處分せらるゝや……………二六三
- 一、墮胎を爲したるも母子共に健全なりし場合に於ても墮胎罪は成立するものなるや……………二六四
- 一、扶助を要する必要な病者を遺棄したる者は如何に處分せらるゝや……………二六五
- 一、逮捕及び監禁罪は如何にして成立するや……………二六六
- 一、親族の身體財産に害を加ふ可きことを脅迫されたる場合に其親族が毫も畏怖心を起さざるも脅迫罪を成立するものとす……………二六七
- 一、略取誘拐の罪は如何にして成立するや……………二六八
- 一、小兒狂人の如きを誹毀するも誹毀罪は成立するや……………二七〇
- 一、公然人を罵詈したる場合は如何に處分せらるゝや……………二七一

- 一、他人の雇人を誘惑して其主家の信用を毀損したる者は如何に處分せらるゝや……………二七一
- 一、他家へ忍び入り財物を現に手中に入れたる時は之れを持ち去らざるも窃盜の既遂犯なりや……………二七二
- 一、他人に暴行を加へ注意を他に轉じ其の隙に乗じて財物を奪ひたるは強盜なりや……………二七三
- 一、強盜財物を奪取せざるも強姦を爲したる時は強盜強姦罪なりや……………二七四
- 一、差押られたる自己の財産を窃取したる者は窃盜犯なりや……………二七五
- 一、親族間に於ては窃盜を爲すも犯罪は成立せざるや……………二七六
- 一、電氣を盗用したる者は如何に處分せらるゝや……………二七六
- 一、無銭飲食無錢遊興は詐欺取財犯なりや……………二七七

商事の部

- 一、他人の爲め事務を處理する者にして故意に其本人に損害を蒙らしめたる時は如何に處分せらるゝや……………二七八
- 一、横領罪とは如何なる犯罪なりや……………二七九
- 一、他人の文書を毀棄したる者は如何に處分せらるゝや……………二八〇
- 一、他人の信書を隠匿したる者は如何に處分せらるゝや……………二八〇
- 一、商法上商人とは如何なる者なりや……………二八一
- 一、商號は如何なる名稱を附するも差支なきや……………二八三
- 一、他人の使用する商號を差止め得る場合ありや……………二八四
- 一、商人の使用せる帳簿類は何年間保存する義務を負ふものなるや……………二八六

- 一、支配人と番頭手代とは商法上如何なる區別あるや……………二六六
- 一、代理商とは如何なる行為を爲すものなるや……………二六七
- 一、會社の種類に依て社員は責任を負ふや……………二六九
- 一、合名會社合資會社を設立するには如何なる條件を要するや……………二九〇

- 一、會社は設立後登記を爲ざる時は如何なる制裁を蒙るや……………二九〇
- 一、會社設立の登記は何人に於て之れを爲すべきものなりや……………二九二
- 一、社員は會社設立登記以前には出資を拒むとを得るや……………二九五
- 一、會社設立登記後開業を爲ざる時は如何なる制裁を蒙るや……………二九六
- 一、破産者は合名會社の社員と爲ることを得るや……………二九八
- 一、會社の資本と財産とは同一なるものなるや……………二九八
- 一、株主は會社に對して如何なる權利義務を有するや……………三〇〇

- 一、株主總會を招集することを得る者は何人なりや……………三〇三
- 一、監査役の主要なる職務は如何なるものなりや……………三〇四
- 一、監査役は如何なる場合にも取締役を兼務することを得ざるや……………三〇五
- 一、匿名組合は如何にして成立するものなりや……………三〇七
- 一、匿名組合員と營業者との間には如何なる權利義務の關係を生ずるや……………三〇九
- 一、運送證券を發行するには如何なる記載を必要となるや……………三二三
- 一、倉荷證券を發行するには如何なる記載を要するや……………三二四
- 一、質入證券の所持人は質債權の辨濟を受けざる時は如何なる手續を要するや……………三二五
- 一、生命保險の保險金の受取人は被保險者の親族たることを要するや……………三二六

- 一、被保險者が既往に於ける肺炎症及咯血症に罹りし事實は生命の危険を測定するに重大なる事實なりや……………三二七
- 一、被保險者が自殺したる時は保險會社は保險金支拂の義務なきや……………三二八
- 一、自ら火を失したる場合に於ても火災保險金を受取ることを得るや……………三二九
- 一、戦争變亂等に因り火災に罹りたる時と雖も火災保險金を受取るとを得るや……………三三〇
- 一、賃借人其他他人の物を保管する者は其物を保險に付することを得るや……………三三二
- 一、運送保險は如何なる程度までの損害を保險する者なるや……………三三三
- 一、商法上の手形は幾種ありや……………三三三

- 一、手形面に百圓或は二百圓と記載したるものは有効なりや……………三三四
- 一、受取人の眞實の氏名又は商號と手形に記載されたる氏名又は商號と異なる手形は無効なりや……………三三四
- 一、提出の年月日を幾通りも記載したる手形は有効なりや……………三三五
- 一、署名は振出人に於て自書せざるも有効なりや……………三三六
- 一、爲替手形及び小切手に支拂地の記載を要件としたるは如何なる理由に基くや……………三三六
- 一、振出人の其住所を記載せざる其手形は有効なりや……………三三七
- 一、手形上の支拂の委託と支拂の約束とは如何なる區別ありや……………三三八
- 一、振出人は手形の裏書を禁止するを得るや……………三三九
- 一、満期日とは如何なる日を指すや……………三三九

- 一、如何る爲替手形は無記名式を爲すことを得るや……………三三一
- 一、裏書を禁止したる手形を譲渡したる時は其手形は如何なる効力ありや……………三三二
- 一、満期日後の裏書人は手形上の責任を負ふものなるや……………三三四
- 一、白地裏書手形は如何なる利益ありや……………三三四
- 一、手形の引受とは如何なる意義なりや……………三三六
- 一、支拂人は如何にして手形上の債務者となるや……………三三八
- 一、支拂引受人が爲替手形の支拂を爲さざる時は如何なる制裁を蒙るや……………三三九
- 一、手形所持人が手形上擔保の請求を爲すには如何なる條件を要するや……………三四〇
- 一、手形所持人は裏書人に係らずして直ちに振出人に對して

- 擔保を請求することを得るや……………三四一
- 一、振出人又は裏書人が擔保を供したる後に於て其擔保の効力を失ふ場合ありや……………三四四
- 一、手形所持人が償還請求権を行ふには如何なる方式を要するや……………三四五
- 一、手形所持人の償還請求を爲し得る金額は手形金額に限るや……………三四六
- 一、手形上保證の不明なる場合は其保證は何人の爲めに爲したるものなりや……………三四八
- 一、支拂銀行が小切手面に支拂保證を爲す所謂保證小切手は法律上如何なる性質を有するや……………三四五
- 一、線引小切手は如何なる利益ありや……………三五二

- 一、偽造變造手形なることを知らずして署名したる者は手形上の責任を免かるゝことを得ざるや……………三五三
- 一、未成年者が振出したる手形債務を取消されたる時は其裏書人は如何なる義務を負ふや……………三五五
- 一、後見人が手形の切替を爲すには親族會の同意を要するや否や……………三五七
- 一、振出地の記載なき手形は有効なりや……………三五七
- 一、権利株の譲渡は有効なりや如何に……………三五六

目次終

民事訴訟の鑑定

一名裁判にまけぬ秘訣

民事之部

龜谷正司著

問 土地明渡の場合に立退料を請求し得るや。

答 地主より土地の明渡を請求されし場合に其土地の上に借地人が家屋を所有し居る時でも地主の請求が正當の權利に基く時借地人は立退料を請求し得ざるものなり然れども地主が借地人の權利を無視して其土地を他人に譲渡したる爲め其譲受人より土地の明渡を請求されたる結果借地人は家屋を取拂ひて土地を

明渡したる場合には舊地主に對して契約不履を原因として損害賠償を請求し得るものなり立退料として請求し得ざることは一般の裁判所に於て認められ居れり尤も確かに立退料請求の慣習あれば之を請求し得ること(本書十二頁參照)

問 地震賣買とは如何なる事にして法律上の効力如何。

答 地震賣買と云ふは地主が地代の値上げを爲したき爲め土地の上に建物を所有し居る借地登記なき借地人の權利を無視し虚偽假裝に其土地を他人に讓渡することを云ふなり而して其讓渡の結果讓渡人は其土地の明渡を借地人に請求し若し建物を取拂ひ

て土地を明渡すと不本意ならば地代の値上げを爲すべしと無理に地代の値上げをするなり、尤も今日にては建物保護法と云ふ法律出で登記なき借地人に對しても土地の讓渡人は土地明渡を請求し得ることとなりたれば地震賣買の如きことは從來程多く行はれざるべし。

問 無盡講(頼母子講)は法律上如何なる性質のものなるや。

答 無盡講にも色々ありて詐欺に類するものあり富籤に似たるものあれど此等は皆刑法上の犯罪となるものなり尤も普通一般に行はるゝ無盡講は當籤したるものが債務者となり未だ當籤せ

ざる者が債権者となりて普通の金銭貸借と同様なり尤も中途にて掛金を爲さざる者ある時は講主に於て其責任を負ふが如き習慣若くは講則等ある時は其習慣なり講則なりに従ひ講主に於て其責任を負はざるべからざるは言ふ迄もなし。

問 破講の場合に講主は責任を負ふや。

答 頼母子講若くは無盡講が破講となりし時は講主即ち親元に於て之が責任を負ふべしとの慣習若くは講則等あれば其に従はざるべからざるは明かなれども若し斯の如き者なき場合に於ては講主に於て責任を負ふべき者に非ず能々注意すべき事なり。

人

問 妻と商業契約を爲したるに就て夫に對して其履行を請求し得るや。

答 妻は法律上無能力者にして獨立して營業を爲し得るものにあらずれども、夫に營業の許可を受けたる場合に在りては、其營業に付ては他人と商業契約をも爲し得るものなり、併し夫を代理して爲したる行爲にあらずれば、夫に對して履行を請求することは爲し能はざるなり、但し日常の家事に付ては夫の代理人と看做さる。

問 妻は夫の許可を受けずして獨斷にて營業を爲し得る場合あり

りや。

答 妻が夫の許可を要せず獨斷にて營業を爲し得る場合は、

(一) 夫の生死不明なる時 (二) 夫が妻を遺棄したる時 (三) 夫が禁治産者又は準禁治産者なる時 (四) 夫が瘋癲の爲め病院又は私宅に監置せらるゝ時 (五) 夫が禁錮一年以上の刑に處せられ其刑の執行中にある時、夫婦の利益が相反する時の如き場合には、夫の許可を必要とせず。

問 住所と居所とは如何に區別するや。

答 住所とは吾人の生活の中心點即ち本據にして住所の事實あ

人

ると住所と爲すの意思あることを要す、居所とは多少の時間繼續して居住する場所を謂ふ。

問 不在者と失踪者とは異なるや。

答 不在者とは從來の住所又は居所を去りたる者にして、失踪者とは住所又は居所を去りたる者が通常の場合には七年間戦地に臨みたる者、沈没したる船舶中に在りたる者、其他死亡の原因たるべき危難に遭遇したる者の生死が戦争の止みたる後、船舶の沈没したる後又は其他の危難の去りたる後三年間分明ならざる時に於て、利害關係人の請求に因り裁判所に於て失踪の

宣告をされたる者をいふ。この失踪者が七年或は三年を経過するも尙ほ行衛不明なるときは、法律上死亡したるものと看做さるゝものなり。

問 寄附行爲と寄附とは如何なる區別ありや。

答 寄附行爲とは宗教慈善事業或は學校其他公益上の目的の爲めに自己の財産を無償にて出捐し財團法人を設立せんとするを目的とするものなり。寄附とは神社佛閣或は學校の如きに財産を贈與するものにして、寄附行爲の如く之れに因りて財團法人を設立するといふ目的を有するものにあらず、又寄附行爲は常

に其の相手方を有せざれども寄附は必らず其の相手方を有するものなり。

問 會社は如何なる場合に臨時總會を開く義務ありや。

答 總社員の五分の一以上より會議の目的たる事項を定め請求を爲したるときは、會社の理事は臨時總會を開く義務を有す。但其社員五分の一以上を要するや否やは其會社の定款の定むる所に従ふものなれば、其増減は一に定款に従ふべきなり。

問 破産したる法人は如何に成行か。

答 破産したる法人は解散するものにして其精算を爲す爲めに

破産管財人を設け、其會社の權利義務を處置す。

問 家屋に附屬せる疊建具は不動産なりや。

答 家屋に附屬せる疊建具に付ては動産なりとする判決例多し畢竟不動産とは民法第八十六條の土地及び其定著物は之を不動産とすとの規定に因るものにして疊建具の如きは家屋に對しては密著して居るものならんが之れを不動産と謂ふことを得ざるに在り。

問 利息は日割極めとするが正當なりやそれとも月極めとするべきものなるや。

答 利息は日割極めとするも月極めとするも差支なきものなるが一體利息は法律上法定の果實といふて之を收取する權利の存續期間日割を以て之れを取得することを本則とするに因り、日割極めを正當す。

問 賭博に勝ちた金を借用證書とせしときは、之れを以て請求し得るや。

答 賭博に勝ちたることを原因として借用證書とせし如きは公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とするもの、即ち國家公共の利益に反し又は道徳に反するのみならず正實の人の

爲さるることを爲す行爲を目的とするものにして、法律上無効なりと謂ふべし。

問 家屋明渡しに付て立退料を貰ふ慣習あれば其慣習は有効なりや。

答 斯くの如き慣習がある以上は其慣習は有効なり。凡そ慣習は公の秩序に關せざるものにして當事者が之れに因る意思を有せるものと認むべきとは、其慣習は法律と同一の効力あるものなり。

問 家を賣らんと申込みたるも其實は金を借入たき真意なりし

ときは、相手方が買ふことを承諾するも其賣買を取消し得るや。

答 真意にあらざる意思の表示は無効なり、然れども如何なる場合に於ても真意にあらざる意思表示は無効なりとするときは其相手方に迷惑を蒙るとのみ多くして、取引の安全をいふことは保たれず、徒に取引の澁滞を來たすのみにして國家經濟の發達を阻害するに至るを以て、本問の場合の如きは真意にあらざる意思表示を爲したるも、其相手方が真意に出でたるものと信じて買入れを承諾したる以上は其賣買契約は有効なり、併し其

相手方が家を賣らんと申込みたるは眞意に出でたるにあらざるを承諾しながら、之れを買入れんと承諾したる場合に在りては無効なり。即ち何人が聴くも戯談としか信じられぬことを約束するも法律上何等の効力を生ぜざる同一の道理なり。

問 借財を免がれんとして或る財産を他人と協議上賣渡したるが、後日之れを取戻し得るや。

答 借財を免がれんとする目的を以て爲るも其他の目的を以て爲るも其の目的の如何を問はず、相手方と通謀して虚偽の賣買を爲したる者にあれば、其の契約は無効なり。従て賣渡したる

物件を取戻すことを得るは勿論なれども、其の相手方が借財を免がれんことに共謀したるにあらざれば、取戻すことを得ざるなり。

問 瑞西製の時計と信じて買入れたるに其實米國製の時計なりし時は、其約束を無効とすることを得るや。

答 本問の如きは法律行為の要素に錯誤ありたるものなれば、無効と爲すことを得るなり。併しながら法律上縁由の錯誤と稱して時計を紛失したるものと信じて買入れたるに、其後發見したるの故を以てこの錯誤を理由として時計買入の契約を無効と

する如きことは之れを許さず。

問 人造金なりと稱して鍍金の指環を賣りたる者は詐欺なりや。

答 虚偽の意思を表し人を瞞着する行爲は詐欺なり、人造金といふも化學作用に依り合成したる者にして、鍍金と著しき差異なき者にあらざれば、之れを以て直ちに詐欺行爲なりと爲すを得ざるべし、但實際に於て人造金と鍍金と價格に於て著しき相違あれば兎に角、否らざれば詐欺と稱するを得ざるべし。然れども品質の相違を理由として其賣買を取消し得るは勿論尙ほ損

害ありたる場合には、損害賠償を要求し得るは謂ふまでもなし。

問 詐欺に陥り自己の家屋を他人の所有名義に爲したる後其者が又第三者に轉賣したる時は、其第三者に對して詐欺を理由として取戻を要求し得るや。

答 轉得したる第三者が詐欺の事實を知らずして爲したる賣買なりしときは、取戻を要求することを得ざるものとす。蓋し詐欺は當事者間に於ては無論其行爲を取消し而かも損害あれば之れを要求し得るものなれども、善意なる第三者を害することを

得ざるを以てなり。

問 強迫されて借用證書に連帯の印を押捺したる場合には責任を負はざるや。

答 強迫されて爲したる行爲は之を取消し得るものなれども放任して置くときは、追認したるものと看做さるゝを以て責任を負担するとあり。故に進んで取消の手續を爲すべし、其の取消の手續は強迫されたる事實を説明し裁判所に取消の請求を爲すべし。

問 東京より大阪へ商品を注文したる時は其注文は何時より効

力を生ずるや。

答 其注文は大阪へ到着したる時より効力を生ずるものなれども、大阪へ注文が到着したる以前に於て、既に其注文を發表したる者が死亡し、或は精神に異常を來たし意思能力を缺く如き状態となりしときは、理論上よりすれば何等の効力も無き筈なり、併しながら斯くするときは實際上取引の敏活を缺き往々不都合を生ずるに因り、法律は縱令其注文を發したる者が注文到着以前に於て死亡し或は心神喪失の状況と爲るも、其の發表したる注文は効力を妨げざるものとして其相續人或は法定代理人

等に對して効力ある者と爲したり。

問 代理人が本人の委任の意思に反する行爲を爲したる時は、本人は其の責任を負ふものにあらざるや。

答 本問の場合に於ては代理人と本人との間に於ては素より本人が代理人に對して責任を負ふ場合と否らざる場合あり、即ち何々の權限を與へて何某を代理人と爲したることを第三者に對して表示したる以上は、其權限内に於て爲したる代理人の行爲に付ては、假令本人の意思に反すると雖も、本人は其相手方たる第三者に對して責任の負擔を免がれず。然し相手方

たる第三者が代理人の爲す行爲は明らかに本人の意思に反する事を承知して爲したるにあれば、本人は其の第三者に對して責任を負ふべきものにあらず。

問 代理人が代理權限外の事を爲したる時は、本人は一切責任を負はざるや。

答 代理人が代理の權限を超えたる行爲を爲したる場合に於ても、其の相手方の第三者が代理の權限ありと信すべき正當の理由ある時は、本人は責任を免がれざるものとす。但し其の代理の權限ありと信すべき正當の理由なるや否やの判定は、事實問題

にして裁判所の判決に因りて決定すべきものなり。

問 解雇したる手代が賣掛代金を受取たる場合に主人は其の支拂を無効と爲すを得るや。

答 無効と爲し得らるゝ場合と否らざる場合と在り、無効と爲し得らるゝ場合は解雇せられたる手代たることを知りて支拂たる
とき、又は支拂ふ者が自己の過失に因りて解雇されたることを知
らずして支拂たる場合等なり、否らざる場合は解雇されたる手
代たることを、全く知らずして支拂たる場合なり、即ち代理權の
消滅は之を以て善意なる第三者に對抗するを得ずと民法の規

定する如し。

問 代理行爲は何人も之れを爲すを得るや

答 代理は其の行爲を爲したる者の利害に關係なく、其の本人
に利害の關係を生ずる者なるを以て、本人が信任したる時は何
人も代理行爲を爲すを得るなり。但し全く意識なき白痴癡癲
病者の如きは、自己の意思すら表示し得ざるものなれば他人の
代理を爲すと能はざるは勿論なり。

問 法律上無効の行爲と取消し得らるゝ行爲との差異如何。

答 無効の行爲とは、法律上全く存在せざる行爲にして打捨て

置くも何等の効力あるものにあらず。然るに取消し得らるゝ行為は、更に取消の意思を表示するを要するものにして、若し取消し得らるゝ者が之れを追認すれば完全に効力を生じ、再び取消すを得ざるに至るものなり。

問 取消すを得る行為と知りながら其の一部分だけを履行したる時は、後日他の部分の取消を爲すを得ざるや。

答 本問の場合の如きは法律上黙示追認と稱して取消し得べき行為を有効に追認したる者にして、他の部分に付ても履行の義務を免がるゝを得ざるなり。

問 取消権は何年間之れを行はざる時は其の効力を失ふや。

答 取消権は追認を爲すを得る時より五年間、其の行為の在りたる時より二十年を経過したるときは、時効に因りて消滅するものなれば其効力を失ふものなり。

問 大阪へ移住せばこの家を譲渡すと約束して置きながら、其後大阪へ移住すると共に其の家を更に他人に譲渡したる者は如何なる制裁ありや。

答 この問題は法律上條件附法律行為と謂ふて大阪へ移住といふことを譲渡の條件としたるものなれば、其移住と同時に譲

渡を約束したる者に對して履行を爲すべきものなり。然るに其の約束を履行せずして他人に讓渡したるものにあれば、約束不履行を原因として損害賠償を請求し得るものなり。但し更に讓受けたる者が相手方と通謀したる場合に於ては、其の讓渡の取消を要求し得るものなり。

問 船横濱に着港せば其の積荷を賣らんと契約したるに其の後價格の騰貴に因り其の船を長崎に着港せしめて賣買の無効を主張し得るや。

答 船横濱に着港するときは積荷の賣買契約は有効に履行さる

るものなるをそれを妨ぐる故意を以て長崎に着港せしめたるものなれば、不利益を受ける爲めに故意に條件の成就を妨げたるものにして、其の賣買の無効を主張し能はざるは勿論、其の條件の成就は横濱に着港したるものと看做さるべきものとす。

問 予が随意に遣はさんと欲する時に汝に千圓を與へんと云ふ約束に基き其の千圓を請求し得るや。

答 斯くの如き法律行為は債務者即ち與へんと謂ひたる者の意思のみに係るものにして、約束の効力を生ずるものにあらず。但し予大阪へ移住せば汝に千圓を與へんといふ約束の如きに在

りては、其の大阪へ移住といふ條件と千圓を興へんといふとの利害に付き、多少意思を拘束せらるゝものなれば、斯かる條件附の法律行為は債務者の意思のみに係るものにあらざれば有効なり。従て大阪へ移住したる條件が成就すれば其の千圓を請求し得るは勿論なり。

問 期限を定めて貸金を爲したる場合に於て別段の約束なき時は如何なる事情あるも、其の期限まで辨済の請求を爲すに能はざるや。

答 期限は法律上債務者の利益の爲めに定めたるものなれば、

其の期限までは辨済の請求を爲し得られざるを本則とするも、

(一)債務者が破産の宣告を受けたる時(二)債務者が擔保を毀滅し又は之を減少したる時(三)債務者が擔保を供する義務を負ふ場合に於て之を供せざるに在りては、別段の約束なきも期限を待たずして辨済を請求するを得るなり。

問 期間の末日が日曜日なる時と雖も其の日を以て期間は満了するや。

答 期間の末日が大祭日、日曜日其他の休日に當るときは、其の日に取引を爲さる慣習ある場合に限り其の翌日を以て満了

とするものにして、普通行はるゝ商人間の如く其の日に取引を爲す慣習があれば、縦令日曜日大祭日なりとも其日を以て期間は満了するものとす。

問 時効に罹りたることを知らずして支拂たる金銭は取戻すことを得ざるや。

答 時効とは時の経過に因り法律の定むる所に從て権利を取得し或は消滅せしむるものにして、當事者が時効の利益を主張せざる時は、裁判所は之れに依り進んで其の權利義務の有無を裁判するものにあらず、斯くの如きものなるを以て縦令時効に罹

りたる義務と雖も、一旦支拂たる上は取戻しを請求し得ざるものとす。

問 時効に罹らざる方法ありや。

答 時効は時の経過に因りて法律上の効果を生ずるものなるを以て、如何なる方法を以てするも時の経過を防ぐ方法は更に無し。然れどもこの時の経過を中断すると同じ効力ある法律上時効の中断と爲る理由あり。其の理由は(一)請求、即ち公然請求を爲し其の請求を爲したる證據を明らかにすることを要す(二)差押の執行を爲すか、或は假差押又は假處分の執行を爲すと(三)債

三
務者に於て承認を爲すと、即ち義務を認めて延期を乞ふ如きことを證明すると、是等の理由に依り時効の進行は中斷されて又新に進行するに至るものとす。

問 盗品にも時効の利益を受くるや。

答 占有したる其の始めに於て他人の物なりや否やを知ると知らざるとに論なく、二十年間何等の故障なく平隠無事に且つ公然と自己に屬せざる物を占有したるものは時効に依り其所有権を取得す。故に盗品なりとも其の始めに於て平穩無事に而かも公然と占有を爲して二十年を経過すれば時効の利益に因り所有

権を取得し得らるゝものなれども、盗品は其の始めに於て平隠且公然と占有することを得ざるべし。この平穩且つ公然の要件を缺ぐにあれば時効の利益を受けざるなり。

問 債権は何年間履行を請求せざるときは時効に因り消滅するや。

答 凡ての債権は其の行使の時より起算して十年間行はざる時は消滅す、債権所有権にあらざる財産権即ち質権抵當権の如きものは二十年間之れを行はざるときは消滅す。又定期金の債権（終身定期に受ける債権、無期限にして定期に受ける債権、差

料の債權の如きを謂ふ)は第一回の辨濟期より二十年、最後の辨濟期より十年間之れを行はざるときは消滅す。之れを長期の消滅時効を謂ふ。尙ほ年又は之れより短き時期を以て定めたる金、即ち利息の如きもの、其の他の物の給付を目的とする債權は五ヶ年間之れを行はざるに因り消滅す、更に三年間行はざるに因り消滅する者は(一)醫師、産婆及び藥劑師の治術動勞及び調劑に關する債權(二)技師棟梁及び請負人の工事に關する債權但しこの時効は其の負擔したる工事終了の時より之を起算す。又辯護士は事件終了の時より公證人及び執達吏は其の職務執行の

時より三年を経過したる時は、其職務に關して受取たる書類に付て其責任を免かるも、其職務に關する債權は其原因たる事件終了の時より二年間之を行はざるに因りて消滅す但其の事件中の各事項終了の時より五年を経過したる時は右の期限内と雖も其の事項に關する債權は消滅す、更に又二年間之れを行はざるに因り消滅する者は(一)生産者卸賣商人及び小賣商人が賣却したる産物及び商品の代價(二)居職人及び製造人の仕事に關する債權(三)生徒及び製造人の教育衣食及び止宿の代料に關する校主、匠主、教師及び師塾の債權等なり、尙ほ一年間之れを行は

ざるに因り消滅するものは(一)月又は年又は年より短き時期を以て定めたる雇人の給料(二)勞力者及ひ藝人の賃金並に其供給したる物の代價(三)運送費(四)旅店、料理店、貸席及び娯遊場の宿泊料、飲食料、席料、木戸錢消費物代價並に立替金(五)動産の損料等なりとす。

問 一の動産を二人以上にて買取る約束を爲したるときは、其の善後に因りて効力を異にするや。

答 動産は引渡といふとが無いときは、何人に對しても其の權利を主張するを得ざるものなれば、一物を二人に於て前後し

て買取る約束を爲したりとするも、互に賣渡人に對し權利を主張して物の引渡を受けざる間は、其損害を賠償せしむる權利あるに過ぎずして、買取る約束を爲したる二人の間に在りては、其の約束の前後を問はず先に引渡しを受けたる者を以て其の物の權利者なりと謂はざるべからず。

問 盜品又は遺失物を公然買受けたるときは、被害者或は遺失主より請求を受くるも返戻する義務なきや。

答 盜品又は遺失物を競賣或は公の市場又は其の物と同種の物を販賣する商人より、其の情を知らずして買受けたる者は、被害

者或は遺失主より返戻を請求されたる時は、其代償を辨償にするにあらざれば返戻を拒むを得るなり。其理由は何んの故障もなく平穩にして且つ公然に重産の占有を始めたる者が善意にして而かも何等の過失も無きときは、即時に其動産の所有権を取得するを得るものなれば、假令盗品なりとも遺失品なりとも、其所有者は買取りたる代償を占有者に辨償せざる時は、之れを回復するを得ざるなり、之れ一面に於ては權利を捨る意思のない所有者の事情を斟酌し其權利を保護し他面に於ては善意に動産を占有したる者の權利を保護するにあり。然れども

其の被害者又は遺失主は盜難の時或は遺失の時より、二年間回復の權利を行はざるときは、最早取戻しを請求することを得ざるにあり。

問 家畜外の動物を捕へたる者は直ちに所有権を取得するや。
答 家畜外の動物と雖も所有主即ち飼主あることを承知の上捕へたる者は、直ちに所有権を取得すべきものにあらず、全く野生の動物にして飼主無きものと心得て捕へたる時は、一ヶ月内に所有主より返還を請求されざるときは、所有権を取得す。若し野生の動物なりと信じて捕へたるるときと雖も、所有主ありて捕

へたる時より一ヶ月内に返還を請求するるとき返還すべき義務を負担すべきものなり。但しこの場合に在りては其の飼料を所有主に請求し得るは勿論なり。

問 差配人は其の専有する家屋に妨害を加へられ或は加へんとする虞れあるときは、所有主の承諾なく豫防の爲め訴訟を起すことを得るや。

答 差配人が家屋の占有者たる場合に在りては、其の家屋に故意又は過失懈怠等に因り妨害を加へんとする虞れある時は、豫防の爲め其の行爲を制止し或は豫め損害賠償の必要を認むる時



は、其擔保を提供することを請求する訴訟を提起し得るものにして、之れを民法上占有者の占有保全の訴と謂ふ、又既に妨害を加へられたる時は、其の妨害の停止及び損失ありたるときは損害賠償を請求する時を得、而かも其妨害は外形の行爲に因ると占有者の権利に對し妨害を加へるとを論ぜざるなり。之れを民法上占有保持の訴と謂ふ、蓋し占有保持の訴は妨害の存する間又は其止みたる後一年内に之を提起することを要す、但工事に因り占有物に損害を生じたる場合に於て其工事着手の時より一年を経過し又は其の工事の竣成したる時は之を提起するを得ず

占有保全の訴は妨害の危険の存する間は之を提起することを得
 但工事に因り占有物に損害を生ずる虞ある時は其の工事着手の
 時より一年を経過し又は其の工事の竣成したる時は之を提起す
 るを得ず、之れ即ち民法第二百一條の規定する所にしてこの
 注意を要す。

問 自己の所有地には如何なる高さ家屋を建築するも、數十丈
 地下を掘下げるも自由なりや。

答 土地の所有者は斯くの如き行爲を爲すも自由なれども、他
 人に迷惑を蒙らしめ或は危険の虞れある如き行爲を爲すことを得

ざるのみならず、法令の制限に従はざるべからず、例へば地下
 の鑛物は自己所有の地中にあると雖も、公益の必要上より自由
 に採掘を許さずして必らず鑛業法に依らしむべきが如し。

問 如何なる場合に隣地を使用し得るや。

答 土地の所有者が隣地との境界線又は其近傍に土塀或は石垣
 を築き、又は建物を築造し或は修繕する爲め是非其隣地を使用
 する必要ある場合に限り、隣地の使用を請求する権利を有する
 なり、併しこの権利を濫用することを許さるに因り、必要な
 に廣き場所を取り或は長き期間使用する如き場合に於て、隣人

に損害を加へたるときは其の損害を賠償する責任あるは勿論なりとす。

問 如何なる場合に隣地を通行することを得るや。

答 他人の所有地は承諾なきに於ては通行することを得ざるを本則とすれども、周囲を他人の土地に圍繞されて其土地を除くは通行し得ざる俗に袋地といふ土地の如きに在りては、他人の土地を通行し得ざるものとすれば、其の土地は利用するを得ざるものとなりて、之れを廢地と爲すの外なし、故に法律は(一)他人の土地の爲めに圍繞せられて公路に達すると能はざる

土地(二)池沼、河渠又は海洋に依らざれば公路に達すると能はざる土地(三)崖岸の爲め公路と高低著しき土地の所有者は、隣地を通行することを得るものとしたり。併しながら通行する土地に損害を蒙らしめざる注意を要するを以て、最も通行地の爲めに損害の少なき場所及び方法に因ることを要するは勿論、通行地の損害に對しては一年毎に償金を拂ふ義務を負担す。但し分割に因り公路に通せざる土地を生じたるときは、其の土地の所有者は公路に至る爲め、他の分割者の所有地のみを通行することを得るなり、この場合には通行権者は償金を支拂ふ義務なきも

のどす。

問 隣地より自然に流れ来る水は防ぎ止めることを得ざるや。

答 水は高きより低に就くの自然の法則に因り隣地より自然に流れ来る水は堰止むることを得ず、若し之れを爲し得るとすれば隣地に於ては、それが爲めに水が停滞して浸水地となり損害を蒙るに至るを以てなり。然れども水流が天災地變に依り低地に於て阻塞したるときは、高地の所有者は自費を以て其の疏通に必要な工事を爲すことを得るにあり。又貯水、排水或は引水の爲めに設けたる工作物の破潰又は阻塞に因りて他人の土地へ損

害を及ぼし、或は及ぼす虞れあるときは、之れを修繕し若くは疏通を爲し或は豫防を爲す義務を負ふものなり。

問 隣地に工作物ある爲めに自己の土地へ雨水の注瀉するとき、之れを豫防する方法を隣主に請求し得らるや。

答 自然に流るゝ水は妨ぐることを得ざるも、屋根其の他の人工を加へて隣地へ雨水の注瀉を爲す如きとは法律上禁せらるゝものなれば之れに依て迷惑を蒙る隣地に於ては其の豫工事を爲さしむることを得るは勿論なり。

問 土地の境界線とする垣塀の如き物の修繕費用は何人が負擔

するものなるや。

答 土地の所有者は隣地の所有者と共同の費用を以て境界を標示すべき物を設くるを得るに因り、特別の慣習の存せざる場合にありては垣 塀の如き境界の標示物を修繕する費用も亦相隣者平分に負擔すべきものなり。之れ法律は隣地間に境界の標示を設けざれば後日其の土地に付て紛議を生ずる虞れあるを以て双方の利益を慮り共同の費用を以て設置することを認め、尙ほ其の修繕に付ても分擔すべきものとなしたるに在り。故に相隣者の一方が境界線を設置し或は修繕したるときは、其の費用の分

擔額を他の一方に請求することを得るなり。

問 隣家との境界の空地に隣家の承諾なく圍障を設くることを得るや。

答 二棟の建物が其の所有者を異にし其の間に空地あるときは出入自由にして盜難其他侵入の虞れあり且相互に家内の事情を窺はるゝ嫌もあるに因り、各所有者は他の所有者と共同の費用を以て其の境界に圍障を設くることを得るものなれば、假令隣家が承諾せざるとも之れを爲すことを得るものなり。然れども其の圍障には煉瓦塀もあれば石垣もあり又は其の高低等に付ても

隣家と協議を要するべく、若し其の協議が纏まらざる時は、自
 から進んで之れを爲すものにして、而かも其の費用は隣家と共
 同なれば其の費用の半額は隣家へ請求するものなるを以て、隣
 家が承諾せざるにも拘らず、濫りに贅澤なる材料にて高大の物
 を設けて其の共同費用を請求するは酷なるに因り、この場合に
 は圍障は板塀又は竹垣にして高さ六尺に限ると法律は規定した
 るなり。若しこの規定に反して良好な材料を用ひ或は高さを増
 したるときは、之れに因りて生じたる費用の増額は之れを造り
 たる者に於て負擔すべきものなり。但し之れに異なる慣習が存

するにあればそれに従ふべきも妨げなし。

問 隣地の竹木の根が境界線を踰えて自己の所有地に延びたる
 時は、之れを截り取るを得るや。

答 隣地の竹木の根即ち筍或は松茸の如き物が境界線を踰えて
 自己の所有地に生じたる場合には、之れを随意に截り取るも差
 支なし。之れに反して竹木の枝が境界線を踰えたる時に在りて
 は其の所有者をして之れを截取らしむるを得るなり。是れ畢
 竟枝は概ね竹木の主要部分にして相當の價格あるものなれども
 根は枝に比して價格も些少なるものなれば、隣地所有者に随意

に截り取らしむるも敢て差支なきものとしたるに在り。

問 隣地の境界線に接近して建物を建築する者は如何なる責任ありや。

答 隣地の境界線に接近して建物を築造するには、其の境界線より一尺五寸以上の距離を存するを必要とす。且つ境界線より三尺未満の距離に於て他人の宅地を觀望すべき窓又は椽側を設くる者は目隠しを附するを要するに在り。若し境界線より一尺五寸以内に建築を爲すときは、隣地の所有者は其の建築を廢止し又は之れを變更せしむることを得るなり。然れどもこの

請求を爲すには建築着手の時より一年を経過し或は其の建築の竣成したる後は、唯損害賠償を求むる權利を有するに過ぎざるに至る。尙ほ建築に付て從來の慣習に因り境界線より一尺五寸以上の距離を必要とせず、或は三尺未満の距離に於て窓又は椽側を設くるに目隠しを附するを必要とせざれば、公益上別に之れを禁すべきものにあらざるを以て其の慣習に従ふべきものとす。

問 土地に接して井戸又は下水溜或は麴室廁の類を穿つには如何なる距離を要するや。

答 井戸、用水溜、下水溜、肥料溜を掘るには土地の境界線より六尺。池、地穴（穴倉、廻室の類）厠坑を掘るには境界線より三尺。水溜を埋め溝渠を掘るには境界線より深さの半以上の距離を要す。若し半以上の距離が三尺を踰ゆれば半以上に達せざるも三尺だけの土地を有すれば可なり。之れ蓋し土地に迷惑を及ぼし或は損害を蒙らしめざるが爲めなり。

問 他人の土地にて埋藏の古金を発見したる者は如何なる利益ありや。

答 他人の土地に埋藏し在りし古金を発見したる者は警察官廳

へ届出を爲し、警察官廳は遺失物法に基き公告を爲したる後六ヶ月内に其の物の所有者知れざるときは、其の土地の所有者と発見者と其の発見したる古金を折半して所有権を取得するものなり。若しこの場合に所有者知れたるときは、所有者は遺失物法第四條に依り其の物件の價格百分の五より少からず二十より多からざる報勞金を発見者に給すべき義務あるに因り、発見者は其の範圍内に於て報酬を受くる権利あるものとす。

問 所有権を異にする酒とビールが混合したる場合には、其の混成物は何人の所有権に歸するや。

答 各別の所有者に屬する動産が混合して分離すること能はざるに至りたるときは、其の合成物の所有權は主たる動産の所有者に屬するものと爲すを本則とす。故に本問の場合の如きは酒の量が主たる物にあれば酒、ビールの量が主たる物にあればビールの所有者に屬するものとす。但しそれが爲め一方が損害を受けたるときは、不當利當を原因として其の損害の賠償を請求するを妨げず。また混合したる物に付き主従の區別を爲すこと能はざるときは、各所有者は其の混合の當時に於ける價格の割合に應じて其の合成物を共有するにあり。

問 材料を出したる者と工作を加へたる者とありて一の動産を爲したるときは、其の物の所有權は何れに屬するや。

答 材料は概ね物の基礎と爲るものなれば其材料を主として所有權を認むるを通則と爲せども、工作を加へたる其の勞力が材料より遙かに高價なるときは、其の加工したるものが主と爲りて其の所有權を取得するものなり。例へば百圓の材料を出して十圓の加工を爲したる事物の如きは、謂ふまでもなく材料を出したる者の所有物なれども、之れに反して十圓の材料を出して五十圓の加工を爲したる物の如きは、加工者の所有物と爲るも

のなり。又加工者は自己の有する材料の一部を出して、他人の材料に附加して工作を爲したる場合には、加工者の出した材料の價を工作の賃料とを合算したる額が、他人の出した材料の價格を越ゆるときは、其の成作物は加工者の所有物と爲る。但しこれが爲めに損害を蒙りたる者は損害賠償を請求し得るは勿論なり。

問 共有者の一人が其の負擔費用を支拂はざるときは、他の共有者は如何なる権利を行ふや。

答 共有者各自は其の持分に付て管理の費用を支拂ひ、共有物

の負擔（租税公課の如き）を支拂ふ義務あり。然るに其の一人が是等の義務を履行せざるときは、他の共有者は之れを支拂はしむる権利あるは勿論、若し一年内にこの義務を履行せざるときは、他の共有者は相當の償金を支拂ひて其の者の持分を取得することを得るなり。其の相當の償金の額に付ては當事者に協議整はざれば裁判所の判定に因る。是れ即ち一人の共有者の義務不履行の爲めに他の共有者に迷惑を蒙らしむるは甚だ當を得ざる處置なるを以てなり。

問 共有者の一人が相續人なくして死亡したるときは其の持分

は何人に歸するや。

答 共有物は數人にて其の全體に權利を有するものなれば、其の一人が持分を拋棄し或は相續人なくして死亡したるときは、其の持分は無主物と爲るにあらずして當然他の共有者に歸屬するものなり、但し死亡したる者の持分が他に擔保と爲り或は其の持分に對して債權を有する者の如きは、其の持分に對し權利を主張し得るは勿論なり。

問 共有者の一人より分割を請求せられたるときは、他の共有者は之れを拒むことを得ざるや。

答 他の共有者は分割を拒むことを得ず。蓋し共有物に付ては人は自己の專有物にあらざる物は、自己專有の物に對する如き熱心と注意を缺ぐは人情の然らしむる所にして、共有關係の如きは互に等閑に附して勢ひ物を庵末に取扱ふ弊なしとせず、從て物の利用改良を妨げ個人間に於て不利益のみならず、一國の經濟上に於ても影響を及ぼすものなるを以て、公益上の必要より共有者の一人は何時にても、共有物分割を請求するを得せしめたるなり。併し一方に於ては各共有者の便宜を重する要もあるに因り、五年を超えざる期間は共有者間に於て、分割を

爲さしむることを契約するを得せしめたり。而してこの契約を爲したる以上は其の契約に拘束せらるゝは勿論なれば、各共 者はそれに従ふ義務を負担するものなり。

問 地上権の期限を定めざるものは何年間存続するものなるや。

答 地上権の存続期間を定めざるものは裁判所に於て當事者即ち地主或は地上権者の請求に依り、二十年以上五十年以下の範圍内に於ては其の地上権ある土地の上に存在する、工作物又は竹木の種類及び其の状況 地上権を設定したる當時の事情を斟酌して其の存続期間を定むるものとす。

問 地上権が消滅するときは地上権者は如何なる権利義務を有するや。

答 地上権が消滅するときは地主権者は其の土地を原狀に復する義務を履行すると共に、土地の上に在る竹木或は工作物を除去する権利を有するも、土地の所有者が正當の時價を提供して之れを買取るべき旨を地上権者に通知したるときは、地上権者は正當の理由なくして之れを拒むとを得ざる義務あり。是れ蓋て地上権消滅の場合に在りては地主と地上権者との間に於て、

相互に不利益なからしめんが爲めなり。例へば釣堀又は築山の如きは地上権が消滅するも地上権者が之れを持去ると困難なるべし、また之れを破壊すれば其の土地は損害を受くるとあるべし。斯かる場合に於て地主が時價を提供して其の釣堀又は築山を買取るは、地上権者のためにも地主の爲めにも利益なる解決を告るを以てなり。然れども地上権者に於て築山の装置又は釣堀の魚を他に高價に買取る者ありて、既に賣りたる場合の如き正當の理由あるものなれば、之れを拒むとを得るなり。尙ほこの地上権消滅の場合に於て地主と地上権者との關係に付て、之

れと異なる慣習が行はるゝに於ては其の慣習に従ふべきものなり。

問 永小作の權利を他人に譲渡し又は賃貸するを得るや。

答 永小作權者たる永小作人は其の權利を他人に譲渡し又は賃貸を爲すとを得るものなり。併し其の權利は存續期間中なるを要するは勿論、地主と譲渡し賃貸を禁ずる約束ありたる時、或は是等の事柄と爲さるものなる慣習のある時は、之れを爲すことを得ざるものとす。

問 永小作人は地主に承諾なく田を變じて畑と爲すとを得る

や。

矣

答 永小作人は其の義務として土地に永久に損害を生ずる如き變更を加るとを得ざる者なれば、田を變じて畑と爲す如き場合にそれが爲め土地に永久の損害を生ずるものなる時は、之れを爲すことを得ざるは勿論なり、併し永小作權は小作料を支拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜を爲す權利なるを以て、其方法が耕作を爲すものなれば永久に土地に損害を生ずる如き變更にあらざれば差支なきものとす。

問 宿料不拂に付客の手荷物を留置するを得るや。

答 凡て留置權は他人の物を正當に占有して其の占物物より生

じたる債權の辨濟期と爲りたるとき、其の辨濟を受くるまで其の占有物を留置する權利あり。故に紺屋の染料印刷業の印刷料の如き或は運送業の如き物より生じたる債權の辨濟を受くるまで其の物を留置することを得る權利あるに因り宿屋の宿料の如きは、客の飲食宿泊料に過ぎずして、宿屋が占有する物より生じたるものにあらざれば、客の宿料不拂の故を以て手荷物を留置するを得ず。

問 乳牛の飼養料不拂に付其の牛を留置するを得るや。

答 乳牛飼養料の爲めに其の牛を留置することは爲し得るのみ

宅

ならず、進んで其の乳汁を搾取し之れ換價して飼養料の辨済に充つるを得るなり。其の辨済方法は先づ債権の利息に充て尙ほ餘剩あれば元本に充當す、然れども留置損害者は留置物に付て善良なる管理者の注意を以て留置物を占有することを要する義務あるものなれば、債権者の承諾なく留置物の使用或は貸貸を爲し又は擔保に供するを得ざるなり。但し本問の場合其の乳牛の保存に必要なる使用即ち乳汁搾取を爲すを以て差支なきも、若し留置する乳牛を耕牛に使用する如きことあれば保存に必要なる使用にあらざるを以て債務者は留置権の消滅を請求

するを得るなり。

問 如何なる債権は債務者の總財産に先取特権を有するや。

答 債務者の總財産中より優先の辨済を受くる債権は第一共益費用第二葬式の費用第三雇人の給料第四日用品の供給等に原因する債権とす。第一共用費用とは各債権者の爲めに共同の利益の爲めに費したる債務者の財産の保存費清算費又は配當に關する費用にして、總債権者に有益ならざりしものに在りては其の費用の爲めに利益を受けたる債務者に對してのみ先取特権あり第二葬式費用は債務者の身分に應じたる葬式の費用にして、債

務者が扶養すべき親族又は家族の身分に應じて爲したる葬式の費用に付ても同じく先取特権あり。第三雇人の給料は雇人の受くべき最後の六箇月間の給料にして其の金額は五十圓限りとする。第四日用品の供給は債務者又は其の扶養すべき同居の親族並に家族及び其の奴婢の生活に必要な最後の六箇月の飲食品及び薪炭油の供給に付て先取特権を有するものなり。

問 地代家賃は如何なる物に先取特権ありや。

答 地代に付ては其の賃貸したる土地に備附たる動産或は賃貸したる土地の利用の爲めに設けたる建物の中に備附たる動産、

又は其の土地の利用に供したる動産、尙ほ其の土地より收獲したる果實（家賃は收獲したる米麥の如き）にして借主の手中に在る物に付き先取特権を有す。更に家賃に付ては借主が其の建物に備附たる動産の上に先取特権を有するなり。

問 宿泊料は如何なる物に先取特権ありや。

答 旅店の宿泊料は旅客其の従者又は牛馬の宿泊料並に飲食料にして、其の旅店に存在する手荷物に付て先取特権あり。

問 先取特権の目的物たる動産が他人の手に渡りたる時は、其の物に付き先取特権を失ふや。

答 先取特権は債務者が其の動産を他人に引渡したる後は、最早其の動産に付き之れを行ふことを得ざるものなり。併し其の目的物の代價たる金銭又は對價物が債務者の手に拂渡し或は引渡前に於てそれを差押て辨済を受くることを得るなり。

問 有價物は如何なる物にても質物と爲すことを得るや。

答 質物の効力は質物を賣却して其の物に依りて、自己の債權の辨済を受くるものなれば、其の質物は必ず賣買讓渡を爲し得る融通物たるを要す。故に縱令有價物たりとも賣買讓渡を爲すことを得ざる不融通物に在りては質物と爲すことを得ず。

問 質物を質置主に預け置くことを得るや。

答 質權は質物を占有するに依りて効力を生ずるものなれば、其の質物を質置主に預け置く如き行爲を爲さば質權は無効に屬するものと謂はざるべからず。故に如何なる場合に於ても質物を、質置主に占有せしむるとは爲し得ざるものとす。

問 質屋營業者の質物の處分と民法上の質物の處分とは如何なる點に於て異なるや。

答 質屋營業者にありては一定の期間經過するときは、流質契約に依り質物を自由に處分することを得るも、民法上の質は流質

を許さるるなり。必ず競賣の方法に因り之れを處分し辨済に充當するにあり。

問 質物としたる不動産の管理費用租税公課は何人の負擔なりや。

答 不動産質の管理の費用其の租税公課の如き不動産上の負擔は、設定に付て別段の約束なきときは質權者の負擔すべきものとす、其の理由は不動産質權者は其の不動産を用方に従ひ使用及び収益する權利あるものなれば、其の不動産の維持に要する管理費用其の不動産上の負擔は質權者に負擔せしむるを至當とするにあり。

するにあり。

問 根抵當とは如何なるものか。

答 根抵當とは當事者の一方が抵當物を提供し、或る一定の金額を借越の約定を爲すものにして、債務者は其の約定だけの金額を追次債權者より借受る權利を有し、債權者は之れを貸渡す義務を負ふ者なり。故に身元保證の如き性質を有する抵當權なり、従て其の擔保せらるべき債權と現實の債權額と異なる場合も差支なし。

問 抵當權を滌除するを得る者と如何なる方法に因りて滌除

し得るや。

答 抵當不動産に付所有權、地上權又は永小作權を取得したる
第三者は、滌除を爲すことを得る者にして、滌除を爲し得ざる
者は主たる債務者保證人及び其の承継人の如き債務を負ひたる
者を謂ふ。蓋し是等の者は性質上債務を尊重すべきものなれば
滌除をするの餘力あらば之れを以て自己の負擔する債務を辨濟
して其の抵當權を消滅せしむるを當然と爲すを以てなり。而し
て滌除を爲す方法は抵當權の實行の通知を受けるまでは何時に
ても差支なく、抵當權實行の通知を受けたるときは一ヶ月内に

限り、登記を爲したる各債權者に對して(一)取得の原因、年月
日讓渡人及び取得者の氏名、住所抵當不動産の性質、所在、代
價其他取得者の負擔を記載したる要領書(二)抵當不動産に關
する登記簿の謄本但既に消滅したる權利に關する登記は之を掲
ぐることを要せず(三)若し債權者に於て一ヶ月内に増價競賣を
請求せざるときは第三、取得者に於て其の不動産の取得代價又
は特に指定したる金額即ち第三取得者が自ら相當と認むる代價
を以て債權の順位に従ひて辨濟又は供託して滌除を爲すべき旨
を記載したる書面を執達吏に托して送達を爲すにあり。

問 抵當の土地の上にある建物は競賣の場合には如何に處分するや。

答 抵當に取りたる土地と其の上^{うへ}に在る建物が同一所有者に屬するものなるときは、抵當権者は其の土地に地上權を有する者と法律上看^{はかりつじやうみな}做さるゝものにして、抵當に取りたる後に其の土地の上に同一所有者が建物を築造したるときは、土地の競賣と共に其の建物を競賣に附するを得るなり。併し抵當権の先取特權は其の土地にのみ有するものにして、建物の代價に對しては先取特權を有するものにあらず。唯^{ただ}抵當地の競賣代價にては自

己の債權の辨濟に不足なるときに於て、其の建物の代價より不足額の辨濟を受くることを得るに在り。但し其の建物に付て優先權ある者あれば其れに優先して辨濟を受くることを得ざるは勿論なり。

問 抵當權登記後の賃貸借は如何なる場合に抵當権者は之れが解除を請求し得るや。

答 抵當權登記後の賃貸借と雖も(一)樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借は十年(二)其の他の土地の賃貸借は五年(三)建物の賃貸借は三年の期間を超えざるものは有効として、

抵當權者に對抗し得るものにして抵當權者は之れが解除を請求し得ざるものなり。然れども其の賃貸借が抵當權者に損害を及ぼすものなるときは裁判所は抵當權者の請求に因り解除を命ずることを得るなり其の果して損害を及ぼすものなるや否やの判定は事實問題にして裁判所の判決に従ふべきものとす。

問 債權の目的は金錢に見積ることを得るものに限るや。

答 昔は債權の目的は金錢に見積ることを得るものに限るものなりしが、今日にては社會の進運と共に人事の關係複雑と爲り物質的の利益の外精神上の利益の如きも契約關係上債權の目的

と爲すと多く、從て法律上債權の目的は金錢に見積ることに限るといふ窮屈な規定を廢し、金錢に見積ることを得ざるものにあつても、債權の目的と爲すとを得るに至れるなり。然れども之れが如何なる事項にても債權の目的と爲るものにあらず必ず(一)其の目的が何人に於ても爲す能はざる如き事項ならざると(二)其の目的が公の秩序善良なる風俗に反する如き不法ならざること(三)其の目的が特定の行爲たるべきこと即ち漠然たる沒常識の行爲ならざるとの條件を要するにあり。

問 債權の目的が金錢なるときは、債務者は如何なる通貨を以

て辨濟するも随意なるや。

答 債権の目的物が金銭なるときは、債務者は其の選擇に従ひ各種の通貨を以て辨濟を爲すを得るなり、然れども紙幣或は銀貨を特定して之れを辨濟すべき約束なりしときは、其の特定したる通貨を辨濟せざるべからず。但し其の特定したる通貨が辨濟期に於て強制通用の効力を失ひたるときは、債務者は他の通貨を以て辨濟を爲さざるべからず。

問 法律上の利息は何程にして如何なる場合に生ずるや。

答 法律上の利息とは約束に因て別段の利息を定めざるものに

して、而かも無利息ならざるものに附する利息にして其の利率は年五分とす法律上の利息の生ずる場合は其の主なるものは、買主は買物の引渡を受けたる日より代金支拂の日までの利息を支拂ふ義務あり、又委任者が受任者に引渡すべき金銭を消費したるときは其の消費したる日以後の利息を支拂ふ義務あり、或は組合員が出資を爲すべきに其の出資を怠りたるときは其の組合員は利息を支拂ふ義務ある如き場合をいふ。

問 當事者の承諾に基くものなれば如何なる高利を約束するも差支なきや。

答 民法上に於ても當事者の合意に因る利息は如何なる高利を
 約束するも差支なきも、特別法として利息制限法なるもの存在
 するに因り、之に従ふことを要するを以て元金五百圓以下は一ケ
 年に付き二割、五百圓以上千圓以下は一割五分、千圓以上は一ケ
 年一割二分を超過する利息を約束するを得ざるなり、若し之
 を超過する額を約束するも法律上無効の者たることは勿論なり。

問 複利は如何なる場合に生ずるものなりや。

答 複利は利息を元本に組入るに因りそれより更に利息を生ず
 るものにして、其の場場合は利息が一年以上延滞したる場合に於

て債権者より利息請求の催告を爲すも其の利息を支拂はざると
 きは債権者は之れを元本に組入れ而して爰に複利を生ずるに至
 るものなり。

問 酒十駄を與ふるか否らざれば金參百圓を與ふべしと約束し
 たるときには、其の何れをか選擇する権利は何人に屬するや。

答 酒十駄を與ふるか否らざれば金何圓を與ふといふ如き、債
 権の目的が二個以上在りて選擇に因りて其の一を定めて辨濟を
 爲すといふ約束にして、何人が之れを選擇するものと定めざる
 場合には、其の選擇權は債務者にあるものとす。蓋し債権者

は自己の欲する所に從て債權を成立せしめたるものにして、其の目的を確定せず尙ほ選擇の餘地を存せしめたるは、寧ろ其の選擇を債務者に一任したるものと法律上推測したるなり。但し一旦選擇して債權者を定めたる後は、相手方の承諾あるにあらざれば更に之れを取消すを得ざるなり。

問 相手方が債權の目的物を選択せざるときは一方は如何なる方法を講ずるや。

答 債權者たると債務者たるを問はず選擇權を有する者が、辨濟期に至るも其の選擇權を行はざるときは、其の選擇を爲す

べき旨を催告し尙ほ之れに應せざる時は、其の債權の目的物は何時までも確定せざるに因り之れを履行すると能はずして、其の相手方は迷惑を蒙り不利益を來たすを以て、法律はこの場合に在りて選擇權を有する者より其の權利を奪つて相手方に移轉せしむるなり。

問 第三者をして債權の目的物を選択せしむる場合に其の者が選擇を行ふと能はざる場合には、如何に之れを選択するや。

答 當事者以外の他人をして選擇權を行はしむる約束の場合には、其の第三者は自己が選擇を爲したるを債權者或る債務者

の何れかの一方に選擇を爲したるを通知するを以て足れるものなるが、若し其の第三者が死亡し又は瘋癲白痴と爲りて、實際選擇を爲すと能はざる場合に至りたる時、或は選擇を爲すことを欲せざる場合に於ては、其の選擇權は債務者に移るものなり。但し第三者が選擇を爲さず又は選擇を爲すこと能はざるときは、債務を消滅せしむる如き特約ある場合は素よりそれに従ふを妨げざるなり。

問 選擇權は選擇と同時に効力を生ずるものなるや。

答 選擇權は當事者又は第三者が選擇を爲すと同時に其の効力

は既往に遡るものなり、即ち選擇に因りて目的物が定る時は其の目的物は債權成立當時に遡り債權成立當時より其の目的物に確定し在りたるものと看做さる、但し其の選擇權の既往に遡るが爲めに第三者の利益を害するを得ざるなり。例へば債務者が選擇權を行ふ場合に其の選擇を爲さざりし以前に於て、既に第三者に賣渡したる物と其の後選擇して其の効力が既往に遡るものとすれば、其の物を買受けたる第三者は其の賣買を無効とせられ利益を害さるゝ如きとあるを以て、之れを許さざるなり。

問 如何なる時期に債務履行を怠ると爲り遲滞の責に任せら

るゝや。

答 債務の履行に付き確定したる期限あるときは、其の期限の到来したるときより。債務の履行に付き不確定の期限あるときは其の期限の到来したることを知りたるるときより。債務の履行に付き期限を定めざりしときは、債務履行の請求を受けたるときより。其の債務者は遅滞の責に任せらるゝものなり。而して遅滞の責とは例へば利息の約束なき債権の目的が金銭の支拂なる場合には其の遅滞の時より利息を支拂ふべき義辨を生じ、或は契約解除の原因と爲り又は損害賠償の責任を負担する原因と爲

ることあるものなり。

問 債権者は如何なる場合に遅滞の責に任せらるゝや。

答 債権者が遅滞の責を負ふ場合は債務者が完全なる債務履行の提供を爲したるに拘らず、債権者に於て之れを受くるとを拒み又は其の履行の提供を受くると能はざる場合即ち病氣其の他旅行の如き實際に於て其の提供を受くるとを得ざる如き場合に在りて、債務者は債権者の事故に依りて履行を受領せられざるが爲めに生ずる損害、例へば無益の費用又は貯藏或は保存の爲めに生じたる費用等を負擔するに至るに因り、是等の損害を

賠償せる責に任すべきものとしたり。

問 債務者が約定の履行を爲さざる時は、他人をして之れを代はらしめ其の費用を支拂はしむるを得るや。

答 債権の履行は現實の實行を期するものにあれば、其の債権の性質上債務者を強制して履行せしむること能はざるものに在りても、他の方法に因り債権の目的たる事項の結果を生ずるを得るものなれば、可及的其の方法を採るを要すれども、如何にするも、現實に債権の目的たる事項の結果を生ずる能はざる場合に於てのみ損害賠償を代用すべきなり。

故に債権者が債権の目的たる事項に付き、特に債務者の一身に重を置き必ず其の債務者が爲さざれば爲らぬといふ場合にあらざれば、債権者は第三者をして其の行爲を行はしめて其の費用を債務者に負擔せしむるを以て、却て債権の本旨に適するものと謂はざるべからず。故に債権の目的が性質上強制を許さざる場合に於て其の行爲を目的とする時は、債権者の費用を以て第三者に之れを爲さしむるを裁判所へ請求するを得るなり。但し債務者一身に固有する技藝熟練を要する場合には、唯損害賠償を請求するを得るに過ぎざるなり。

問 或る行為を爲さずと約束し之れを爲したるときは其の債権者は如何なる請求権ありや。

答 或る事柄を爲さずと約束して之れに違反して、其の事柄を爲したる債務者は其の事柄の結果を取除くことを得ざる場合、即ち原状に回復するを得ざる場合には、其の損害の賠償を要求する外適當の方法なし。然れども其の爲したる事の結果が取除かるゝとなれば、債務者の費用を以て其れを取除かしめ將來の爲め適當の處置を施すことを得るなり。

問 違約金の約束あるにも拘らず損害賠償を要求し得るや。

答 債務不履行の場合に於て違約金を出すことを約すとは、往々實際に於て行はるゝものにしてこの違約金の性質は通常損害賠償の豫定なるが、或は時として別個の債権にして、本債務の履行せられざるときは損害賠償を請求するの外、尙ほこの違約金を請求し得るもの等あり。斯くの如き性質のものたるも違約金たるを妨げざるなり。唯違約金としたる場合にのみ法律上損害賠償の豫約と推定せらるゝものなり。

問 金錢にあらざる物を以て損害賠償の豫定と爲すことを得るや。

答 契約は自由なるに因り當事者に於て金錢にあらざる物を以て損害賠償に充つる旨の豫定を爲すも有効なり。唯其の物が不融通物にして法律の禁制品の如き物に在りては其の効力なきは勿論なり。

問 債権者は債務者に屬する權利を代りて行ふとを得るや。

答 債権者は自己の債権を保全する爲めに其の債務者に屬する權利を行ふとを得るも、債務者の一身に專屬する權利（恩給年金を受くる權利婚姻を爲す權利の如き）は之れを行ふとを得ざるものとす。又債権の辨濟期が未だ到來せざる以前に在りては

債務者が債権者の代位を承諾したる場合の外、必ず裁判所の許可を得るにあらざれば之れを行ふとを得ず、但し債務者の權利を保存する行爲即ち時効に因り消滅する債務者の權利を消滅せしめざる爲めにする時効中斷の手續或は債務者の不動産の登記を爲す如き何人が之れを爲すも債務との利益を害するものにあらざる行爲は、債権者自由に之れを爲すことを得るなり。

問 債務者が債権者の利益を害することを知りて爲したる行爲は之れを取消すことを得るや。

答 債務者は債務を負ふも自己の財産を處分する能力をも失ふ

べきものにあらず、故に債務者に自己の財産を他人に賣却するも新に債務を負担するも自由なり唯債務者が自己の爲す行爲に因り債務者を害することを知りながら之を爲すにも拘らず、債権者は之れを傍觀して爲すがまゝに放任し置くべき謂れあらざるを以て、此場合には其の行爲の取消を裁判所に請求し權利を債権者に與へたるなり。而してこの場合には債務者の行爲に因り利益を受けたる者又は轉得者を被告として裁判所へ取消を訴ふるものとす。然れども其の行爲は財産を目的とする行爲なるを要するものにして、債務者が私生子を認知し扶養の義務を負担

したる爲めに知りつゝ、債権者の利益を害したる如きは、債権者は其の行爲を取消すを得ざるは勿論なり。又債務者の行爲に因り利益を受けたる者又は轉得者が、其の行爲又は轉得の當時債権者を害するとなるを知らざりしときは、債権者は之れを取消すを得ざるものとす。この場合には債務者に向て損害賠償を要求するに過ぎざるなり尙ほこの權利は債権者が取消の原因を覺知したるときより二年間之れを行はざるか、或は行爲の時より二十年を経過するときは、時効に因り取消權は消滅するものなり。

問 債権者を害するを知りて爲したる債務者の行爲を取消したる時は、其の効力は何人に及ぼすものなるや。

答 債権者を害するを知りて爲したる債務者の行爲を取消したる時は、其の取消を爲したる債権者は取消の効力として利益を受くるは勿論なれども、其の効力は獨り其の債権者のみならず總債権者の爲めにも利益を受くるものとす。畢竟債務者の行爲は總債権者を害するものなるを以てなり。

問 別段の約束なく四人にて千圓の債務を負ひたる時は、其の負擔方法は如何なる割合なりや。

答 連帶にあらず或は四人の負擔額定らざる場合に於ては、法律上各債務者は平等の割合に債務を負擔するものなり。即ち四人にて千圓の債務を負ふときは債務者に對しては一人二百五十圓宛の負擔と爲るべきものなり。但し債務者の間に於て其の割合に特約あれば債務者各自の間に於ては其の割合の負擔を爲すは勿論なり。

問 連帶債務者の一人に付き債務負擔の無効又は取消の原因あるときは、他の債務者に如何なる影響を及ぼすや。

答 連帶債務の性質は各債務者は獨立して債務の全部を負擔す

るものなるに因り、其の一人に付き連帶債務の契約が無効なりしとき、又は取消すべきものなるるときと雖も、之れが爲め他の債務者へは影響を及ぼすものにあらず。即ち他の債務者は其の一人の無効或は取消の原因を理由として、連帶債務の無効又は取消を主張するを得ざるなり。故に連帶債務者の一人が詐欺又は強迫の爲めに證書に捺印したる故を以て其の義務を免がるも他の連帶債務者は何等の影響なく債務の全部を負擔するものなり。

問 連帶債務者の一人に履行の請求を爲す時は、他の連帶債務

者に履行の請求を爲さざるも有効なりや。

答 連帶債務は各自獨立して一の債務を負擔すると共に、又各債務者間に連帶責任を生ずるものなるを以て債權者が其の債務者中の一人に對して債務履行の請求を爲すときは他の連帶債務者に別段に債務履行を請求せざるも全體に對して効力を生ずるものなり。

問 連帶債務者の一人と債權者の間に於て契約を更改したるときは、他の債務者に對しては如何なる結果を生ずるや。

答 債務の契約を更改したる時は前の債務は消滅して更に債務

の契約を生ずるものにして、この場合に於て債権者が別段の意見を表示せざるべき、即ち更改を爲したる債務者に限りて更改契約を特別に結びたる者なるか、或は總債務者の爲めに更改契約を爲したるものなるか不明なる時は、法律は更改契約の成立と共に總債務者の爲めに消滅するものとなせり。従て債権者は其の更改契約を爲したる債務者に對しては、債務履行の請求を爲すを得るも他の債務者に對しては更に履行の請求を爲すを得ざるなり。又更改を爲したる債務者はそれに因りて債務を消滅せしめたるものなれば、他の債権者に對して其の負擔部分

の求償權を行ふとを得るものとす。

問 三人連帶債務を負擔し千二百圓を借用せしに債権者が其の一人に債務履行の免除を與へたるときは、他の債務者は如何なる利益を受くるや。

答 連帶債務者の一人に對して爲したる債務の免除は其の債務者の負擔部分に付てのみ、他の債務者の利益の爲めにも効力を生ずるものなれば、連帶債務者の一人の負擔部分四百圓に付てのみ免除の効力あるものにして、他の二人は八百圓の債務を負擔すること爲るなり。但し特約にて全額の債務を其の一人の爲

めに免除したるときは、他の債務者も其の利益を受くるは勿論なり。

問 連帯債務者中償還の資力なき者あるときは他の債務者は損害を蒙るや。

答 連帯債務者中に無資力者を生じ其の債務者の負擔部分の償還を爲すと能はざる場合は、實際債権者に對して辨濟を爲したる債務者其の一人の損失に歸すべきものとすは酷なるに依り他の債務者も償還の資力なき者の部分に付て、求償權ある債務者（債権者、辨濟したる債務者）と共同して、各自の負擔部分

に應じて分割して負擔すべきものとす。然れども求償權ある債務者が債権者へ辨濟を爲したる當時直ちに求償を爲したらば無資力者と爲るべきものにあらざりしに其の求償を怠りたる爲めに無資力者となりしが如き、求償權ある者の過失に因り生じたる無資力者の負擔部分をして、他の債務者に負擔せしむることは能はざるなり。蓋し自己の過失に依り求償し得ざるに至りたる部分を他の債務者に負擔せしむることを得ざるを以てなり。

問 連帯債務者中の一人に債務の免除を爲したる場合に他の債務中無資力者を生じたるときは其の無資力部分の損害は如何に

負擔するや。

答 連帶債務者中債務履行の免除を受けたる者は何等の責任を負ふべきものにあらざるを以て、他の債務者中無資力者を生じたる場合には其の免除を受けたる者が負擔すべき部分に付ては免除を與へたる債権者に於て負擔すべきものとす。即ち一人の免除行為に依り他の債務者に迷惑を蒙らしむることを避けたるにあり。

問 保證人は主たる債務より重き債務を負擔するを得るや。

答 保證人は主たる債務の履行を保證する責任あるものにして

主たる債務の體様より重き保證債務を負擔すべきものにあらず然れども保證債務を確定ならしむる爲め私成證書の債務を保證するに公正證書を以て之れを爲し、或は擔保物を提供して保證を爲す如きは之れを妨げず、又千圓の主たる債務を内三百圓或は五百圓を保證する如く、主たる債務より輕き程度に於て保證を爲すは差支なし。故に若し主たる債務より重き責任ある債務を保證したる時は、其の超過部分に付ては保證の効力なきものなり。

問 無能力に因り取消すを得る債務を保證したる者は如何な

る責任を負ふや。

答 無能力の原因に依り取消すを得る債務たるを知らずして保証を爲したる時は之れを知らざるに因り其の保証を取消すを得るも、若し保証契約の當時保證人が無能力の原因ありて取消すを得るものなるを知らずして保証を爲したるときは、其の保證人の意思は主たる債務を負ふ無能力者が其の債務を取消したる場合に、債権者に損害を蒙らしめざるを豫期して保証を爲したるものなるを以て、名は保証契約を爲したるものなるも其實は主たる債務の取消又は不履行の場合には、主たる債

務と同一の目的を有する獨立の債務を負担したるものと法律上推定す。故にこの場合に於て保證人は主たる債務の取消し得べきものなることを理由として、自己の債務の取消し得べきことを主張することを得ざるなり。

問 保證人は其の資格上債権者に對して如何なる權利を主張し得べきや。

答 債権者は通常主たる債務者に債務の履行を請求し不履行の場合に於て保證人に履行を請求するものなるが、若し直接保證人に履行の請求を爲したる時は、保證人は先づ主たる債務者に

履行の催告を爲すべき旨を債権者に抗辨する権利を有す。又債権者が主たる債務者に催告を爲したる後に於ても保證人が、主たる債務者に辨済の資力ありて且つ執行の容易なることを證明して、先づ主たる債務者の財産に付き執行を爲すべきことを債権者に要求する権利あり。この場合に於ては債権者は直ちに保證人に債務履行を要求するを得ず、必ず主たる債務者の財産に執行を爲し其の結果に依り保證人に債務履行の請求を爲さるべからず、併しながら主たる債務者が破産の宣告を受け又は其の行方が知れざるべきとき、或は保證人が主たる債務者と連帯債務の

責任を負ひたる場合には、この抗辯権は其の効力なきものとす。

問 保證人は債権者が或る行爲を爲さざりしを理由として保證債務を免がるゝことを得るや。

答 保證人が主たる債務者に催告を爲すべき旨を請求し尙ほ主たる債務者に辨済の資力ありて且執行の容易なることを證明したるにも拘らず、債権者は其の手續を怠り其の方法を講せざる爲めに主たる債務者より辨済を受けざる場合に至りたるときは保證人は債権者に對して辨済を受くべき注意を興へたる時に債権

者は之れを等閑に附せず其の手續を怠らざれば、辨済を受くる
とを得べかりし程度に於て其の義務を免がる者なり。故に全部
辨済を受くべきものたりしならば全部の保證債務を免かれ、或
る一部の辨済を受けべきものたりしならば一部の保證債務を免
がるものなり。

問 主たる債務者の意思に反して保證を爲したる保證人は債權
者に辨済を爲すも其の債務者に求償權を行ふとを得ざるや。

答 保證は通常主たる債務者に委任され或は債務者に委任され
て保證人と爲るものなり。然るに債務者に委任されたる場合に

は往々債務者の意に反しても保證を爲す場合あり、この場合に
於て保證人の義務として債權者に辨済を爲し、主たる債務者に
求償を爲すときは、主たる債務者は現在に利益を受けたる程度
に於て求償の義務を負担するものなり、例へば主たる債務が取
消し得べき性質のものたれば、保證人がそれを辨済したるも何
等の利益を受くべきものにあらざるを以て、現に利益を受くべ
きとなきを理由として求償に應ぜざるも可なり、又主たる債務
者が債權者に差引勘定ありしにそれを差し置き保證人が辨済を
爲したりとも、其の保證人の辨済は主たる債務者に於ては何等

の利益なきを以て、其の求償に應ぜざるも保證人は主たる債務者に求償權を行ふとを得ざるなり。但しこの場合には保證人は債權者に對し主たる債務者が得べかりし勘定の履行を請求し得るは妨げざるなり。

問 如何なる債權にても譲渡すことを得るや。

答 譲渡すことを得ざる債權は扶養せしむる債權、主人が從僕に雜務に従事せしむる如き債權の如き其の性質上譲渡すことを得ざる債權は譲渡すことを得ざるは勿論なり。又當事者に於て豫め賣買譲渡を禁じたる債權は之れを賣買譲渡することを得ざるも其の

當事者に於て賣買譲渡を禁じたることを知らずして、讓受けたる第三者に對しては其の禁止を理由として抗辯することを得ざるなり。

問 指名債權の譲渡しを完全に爲すには如何なる手續を要するや。

答 指名債權の譲渡を完全に爲すには法律上讓渡人が之れを債務者に通知し、又は債務者が之れを承諾するにあらざれば、債務者其の他の第三者に對抗することを得ずとあるに依り。讓渡人と讓渡人との間は債務者へ通知又は債務者の承諾を必要とせざ

るも有効なるものなれども、之れを以て債務者に譲渡の事實を承諾せしめざれば、債務者は前の債権者たる譲渡人に支拂たる後に於て又譲受人より請求を受くる如き結果を生ずるを以て、債務者に對してはこの通知若くは承諾を必要の條件と爲すなり又譲渡を以て債務以外の第三者に對抗するには、公正證書或は登記所又は公證人に於て爲す確定日附の證書を以て譲渡を爲さざれば之れを以て對抗し得ざるものとせり。

問 偽造の指圖債權證書を受領し辨濟を爲したる者は其の辨濟は無効なりや。

答 指圖債權は其の證書に譲渡の裏書を爲して譲受人に交付するときは、何等の通知を要せずして自由に轉々融通を爲すものなれば、其の辨濟者たる債務者は何人が眞の權利者たるを認むるには唯其の譲渡の裏書ある證書の所持人に據るの外なし従て其の證書自體を信じたる上は其の所持人に辨濟を爲すは有効なり。然れども辨濟者が其の證書の偽造にして眞の債権者が持参したるにあらざることを知りて辨濟したる時は、債務者に惡意あるものなるを以て其の辨濟は無効なり。又債権者より證書の盜難或は紛失の通知を受けたるに拘らず、誤て證書持参人に支拂

を爲したる如き重大の過失に依り辨済を爲したるときは、是亦重大の過失あるを以て其の辨済は無効たることを免れざるなり。之れを要するに指圖債權の債務者は其の證書の所持人及び其の署名捺印の眞偽を調査する權利を有するも其の義務を負ふべきものにあらざるなり。

問 指圖債權及び無記名債權の譲受人は、其の債務者が證書以外の事由を以て支拂を拒むもそれを排斥する權利ありや。

答 指圖債權無記名債權の如きは其の證書其の者に依りて轉々融通するものにして、其の債權の原因如何を問はざるものなれ

ば原の債權者と債務者との間に於て如何なる關係あるも、其の債權を譲受けたる者がそれ等の關係を知らざれば、債務者が證書以外に原の債權者に對する關係を主張して支拂を拒むも、之れを排除して顧るべきものにあらず。殊に無記名債權は裏書の必要なく轉々するものなれば、法律上動産と看做さるゝ者にして、其の證書を交付すると同時に權利は移轉するものなるを以て證書以外の理由を以て債務者は譲受人に抗辯するを得ざるは勿論なり。

問 債務者が承諾なきに利害關係なき他人が辨済を爲したる時

は其の辨濟は有効なりや。

答 債務の辨濟は第三者に於ても之れを爲すを得るものなれども、債務の性質が之れを許さざる時及び當事者に於て第三者の辨濟を承諾せざる反對の意思を表示したる時、又利害の關係を有せざる第三者は債務者の意思に反して辨濟を爲すを得ざるは、法律の規定する所なるに因り、利害關係なき他人が債務者の意思に反して辨濟を爲したる時は、其の辨濟は債權者に對しては債權者は何人より辨濟を受くるも差支なきものなれば其の辨濟は有効なれども、債務者に對しては其の意見に反對して

までも利害關係なき他人が進んで辨濟を爲すべき謂れあらざるを以て求償を請求するを得ざるなり。

問 辨濟者が誤て他人の物を引渡したるとき其の物を取戻すを得るや。

答 辨濟者は完全の辨濟を爲す義務を有するものなれば、自己の過失或は故意にして他人の物を辨濟に充てたる時は、其の事由を以て一度辨濟を爲したる物を取戻すを得ざるなり。然れども實際他人の物を辨濟したるにあれば、之れを絶對に取戻すを得ずとするは不都合を生ずるとなきにあらざるを以て

この場合には辨済者が實に有効なる辨済を爲すに於ては、他人の物を取戻すことを得るなり。

問 金銭債権の辨済場所は何れの所に於て爲すべきものなるや。

答 金銭債権の辨済場所に付て當事者に於て別段の約束を爲さざりしときは、法律上は債権者の住所に於て爲すべきものとする。即ち債権者の住所へ持参すべきものとする。故に辨済の場所に付て別段の約束なき場合に於て辨済期日に債権者の住所へ辨済金を持参せざる時は、其債務者は辨済期日を怠りたるものとして

遅滞の責を免かれざるなり。

問 供託は如何なる場合に之れを爲す必要を生ずるや。

答 供託は辨済の目的物を法律の規定に依り或は裁判所の命令に依りて定まりたる供託所へ預け入れ、其保管に附し之れを辨済に充てるものにして、之れを爲すに必要な場合は(一)債権者が辨済の受領を拒みたる場合(二)事情の如何なるを問はず債権者が辨済を受領すると能はざる場合(三)債権者と稱する者數人ある場合の如き事情ありて債務者の過失なくして其債権者を確知すると能はざる場合を謂ふ。而して辨済者は民法第四九二

條に辨濟の提供は其提供の時より不履行に因りて生すべき一切の責任を免れしむとある如く、この供託に因り債務の不履行の責任を免かるゝものなり。

問 相殺として差引勘定を爲し得る要件は何ぞ

答 相殺として差引勘定を爲し得るに必要なる條件は双方の債務が同種類のもの、即ち賣掛代金の差引米穀貸借の差引の如き、自己が相手方より負擔したる債務と其の相手方が自己に對して負擔して居る債務と同種類のものたること。其の債務は共に辨濟期にあるものたるこの條件を要するなり、この條件を備へたる

場合には相殺を行ひ得らるゝなり。故に同種の債務として共に同じ辨濟期にある時は、其の金額の多寡を論せず例へば相手方に百圓の債務を負ひ自己は相手方に五十圓の債權を有すれば、其の五十圓だけ相殺として差引勘定を爲し得るにあり。

問 如何なる契約の變更は更改と看做さるや。

答 當事者が債務の要素を變更する契約を爲したるときは、其の債務は更改に因りて消滅するものにして、債務の要素を變更するとは債權者債務者及び其の契約の目的を變更するを謂ふ。故に期限の變更債務履行の場所の變更或は擔保物の變更の如き

は、債務の要素を變更するものにあらず。又條件附債務を無條件と爲し或は無條件債務を條件附債務と爲したる如き、且つ債務者の變更を來たす爲替手形の發行の如きは、共に債務の要素に變更を來たしたる契約として更改の効力あるものと看做さるべきものとす。

問 債權者と債務者と混同に因り消滅せざる債權は如何なる性質のものなるや

答 債權者と債務者と同一狀態即ち債權者が債務者の相續人と爲るか、債務者が債務者の相續人と爲る場合の如きは、混同に

因りて其の債權は消滅するものなるが、其の場合に於て消滅せざる債權とは其の債權が第三者の權利の目的と爲りたるとき、即ち自己の債權を以て他人へ擔保に供したる場合の如きに在りては其の債權を擔保に取りたる他人即ち第三者は混同に因りて其債權が消滅するものとせば、損害を蒙る結果に至るを以てこの場合には假令債權者と債務者と混同あるも、其債權者は消滅せざるものとするを至當となすや勿論たり。

問 期間を定めて確答すべしと申込みたるものは自己の隨意に取消すことを得ざるや。

答 契約に申込に對して承諾を與ふるに因り成立するものにして、必ず相手方の一方は申込を爲し一方は之れに承諾を與ふるものなれば、今何日迄に確答を爲すべしと期間を定めて申込を爲したる者は、其の申込の事項に付ては羈束せらるべき義務ありて隨意に之れを取消すことを得ざるなり。之れ即ち相手方はこの申込に對して承諾を與ふる準備を爲すことを要する場合もありて、愈よ其期日に承諾の通知を爲さんとするにも拘らず、更に申込を取消さるゝときは頗る迷惑を蒙るに至るを以てなり。然るに期日を定めて申込を爲したるも相手方が其期間内に承諾

を爲す旨を確答せざる時は、其申込は効力を失ひたるものと爲りて相手方が其後に承諾の確答を爲すもそれは新に申込を爲したるものと看做さるに過ぎず、即ち最初申込を爲したる者に取りては自己の申込は消滅して、相手方は新に申込を爲したるものとして之れに承諾を與ふれば茲に契約は成立するものなり。斯くの如く承諾の期間を定めて申込を爲したる者は、其期間内其申込を取消すことを得ざる義務を負担するものなれども相手方の同意あるとき或は申込を爲すとき殊更都合上承諾期間内に申込を取消すとあるべき旨を表示したるときは素より其の期間内

と雖も申込を取消すを得るは勿論なり。

問 或る行爲を爲したる者に一定の報酬を與ふる廣告を爲したる者は如何なる義務ありや

答 或る行爲を爲したる者に一定の報酬を與ふる旨の廣告を爲したる者は、其の目的が自己の利益の爲めなると他人の爲めなると、又國家に對するものたるを問はず、其の廣告の趣旨に従ひ其の行爲を爲したる者に一定の報酬を與ふる義務あるものなり。然れども廣告者は其の廣告に指定したる行爲を完了する者なき間に於ては、其の廣告を取消すを得るものとす、但し其

の廣告に取消を爲さる旨を表示したる時は、素より之れを取消すを得ざるなり。また廣告の取消を爲すには前の廣告を爲したる方法と同一の方法即ち或る新聞に於て廣告したるものなれば、其の新聞を以て取消しを爲すと、若し其の新聞を利用すると能はざる場合に在りては、已むを得ざるに因り之れと類似したる方法を以て取消を爲さざるべからず、併しこの場合には其の取消の効力は取消廣告に因りて取消ありたることを知りたる者に限りて取消の効力あるものにして、之れを知らざる者にありては取消の効力を及ぼさざるものとす。尙ほ廣告に何月何日

迄に何々の行爲を爲したる者には、一定の報酬を與ふる旨を表
示したる時は、其の期間内は廣告を取消ざるものと看做さる、
故に其の廣告の期間内に廣告の趣旨に基き或る行爲を完了した
る者あらば、廣告は一定の報酬を支拂ふ義務を免かれざるもの
とす。

問 或る行爲を爲したる者に金時計一個を報酬として與ふる廣
告を爲したる場合に、其の行爲を數人に於て同時に爲したると
きは其の報酬は如何に處分するや。

答 或る行爲を爲したる者に報酬を與ふる旨の廣告を爲して、

報酬方法に別段の定めなきとき數人同時に其の行爲を完了した
る時は、法律上應募者は各平等の割合を以て報酬を受くる權利
あるものとす、然れども其の報酬が金時計の如き分割するを得
得ざるものなる時、或は廣告に於て一人のみ之れを受くべきも
のと爲したるときは、抽籤を以て當籤したる者をして之れを受
けしむると爲すに在り。

問 第三者に或る物を給與する契約をなしたる時は第三者は何
人に其の契約の履行を請求し得るや。

答 契約は之れを爲したる當事者間に於てのみ効力のあるべき

ものなれども、生命保険契約定期金契約の如き他人の爲めにする契約も有効たるは勿論なり。故に當事者が第三者の爲めに物を給付する契約を爲したるときは、其の第三者は契約當事者の債務者に對して直接に其給付を請求し得る權利あるものとす。然れども第三者が不知不識の間に於て權利を取得し直ちに請求權を生ずるは正當ならざるに因り、第三者が當事者の契約の利益を受くる意思を債務者に對して表示したる時に於て其權利は發生するものとせり、之れを要するに債務者は相手方との契約に依り第三者に或る物を給付する義務を認むるも、其義務は第

三者が自己に對して契約の利益を受くることを發表せざる間は、履行を停止されつゝありと認むるを得るなり。故に一度第三者より契約を認むる旨の通知に接し或は履行を請求されたるときは、この停止は破れて之れを履行するの義務を發生するものなり。斯くの如くして第三者の權利が發生したるときは、其後は契約當事者に就て之れを變更し又は之れを消滅するを得ざるなり。

問 債務履行が債務者の爲めに不能に陥りたる時は、相手方は其契約を解除するを得るや。

答 債務の履行が債務者の責に歸すべき事由の爲めに履行する
と能はざる場合に至りたる時は、債権者は其契約を解除するも
せざる自由を有するものにして、之れを解除し得るのは勿論な
るのみならず、時に或は損害賠償を請求することを妨げざる
り。

問 贈與は如何なる場合には取消すを得るや。

答 贈與とは當事者の一方が自己の財産た何等の償ひなくして
相手方に與ふることを示し、相手方が之れを承諾するに於て其効
力を生ずるものなれども、其贈與は書面を以て約するにあらざ

れば正確なるものと看做すを得ざるを以て、唯し頭を以て約
したるものなるときは、契約當事者は何時にても之れを取消す
とを得るなり、併し取消しを爲す場合に於ても既に契約に基き
履行を爲したるものに在りては之れを取消すを得ざるなり。
即ち取消の効力は既往に遡るべきものにあらざるなり。

問 如何なる時期に至るまで手附金を抛棄し、又は倍額を返還
して契約の解除を爲すを得るや。

答 賣買に付て買主が手附を打ちたる時に於て賣主が、其賣買
契約の履行に着手せざる以前に在りては、其手附を抛棄して賣

買を解除するを得るものなり。又賣主が手附を取りたる時に於て買主が契約の履行に着手せざる以前に在りては、其手附を倍額にして返還し其契約を解除するを得るなり。然れども賣買當事者の一方に於て既に其契約に着手したる時は、最早手附の抛棄或は倍額の返還を以て其契約を解除するを得ざるは勿論なり。但し從來の慣習に依り『手附金三日限り』など、店頭に掲示ある商人に在りては、其手附は三日間有効にして其以後は之れを没收して、其契約を解除する特別の意思を表示するものなれば、それを承知して手附を打ちたる者は素より其契約に

従ふべきものと爲すにあり。

問 他人の物を以て賣買の目的物と爲すを得るや。

答 他人の物を以て賣買の目的物と爲すを得るも、この場合に於ては賣主は其他人の物を譲受け又は他の方法を以て、自己が之を取得して、更に買主に引渡す義務を有するなり。然れども賣買當事者の約束と同時に直ちに権利を移轉するものにあれば、他人の物を自己の手中に移して引渡す時間を要する者を以て、其賣買契約は不能の爲に無効なり。又買主は直ちに物の引渡を受くる意思にして賣主は否らざる意思にて契約を爲したる時

は、意思の錯誤に基くものにして其賣買契約は無効なり。尙ほ賣買當事者双方の不正なるときは即ち他人の物を窃取して賣買することを約する如き公益に反する契約は無効なるは勿論なり、斯くの如き場合にあらざれば他人の物の賣買は有効なり。而して賣主が賣却したる物を他人より取得して之れを買主に移轉すると能はざる場合には、買主は契約の解除を爲すことを得るは謂ふまでもなく、若し契約の當時に其物が他人に屬せざるものとして、契約を爲したるものにあれば賣主に對して損害賠償を要求することを得るなり。但し契約の當時其物が賣主に屬せざ

ることを知りたる時は、其損害の賠償を要求し得ざるは勿論とす、又賣主が契約の當時其賣却したる物の権利が自己に屬せざるとを知らざりし場合に於ては、他人より之れを取得して買主に引渡しを爲すとき、損害を賠償して契約の解除を爲すと得るなり。尙ほ買主に於て契約の當時其物の権利が賣主に屬せざるとを知り居るものなれば、賣主は單に賣却したる物の権利を移轉し物を引渡すことを得ざる旨を、買主に通知して其契約を解除し得るなり。

問 賣主が賣却物に付一切の擔保義務を負はざることを契約する

ことを得るや。

答 賣主が賣買契約取結の當時其目的物の権利に缺欠あると否
 ことを問はず、又其目的物に隠れたる瑕疵あると否とを問はず、
 一切擔保義務を負担せずと約束するも、其目的物の権利に缺欠
 あること或は其物に隠れたる瑕疵あることを知りながら之れを
 買主に告げざりし場合。及び賣主自から買主にあらざる者に對
 して、其目的物の上に権利を設定し或は讓渡を爲したる場合に
 在りては。假令其賣買に付如何なる不都合の生ずるも一切擔保
 の責に任せずと明約するも其擔保の責任を免かるゝことを得ざる

なり、但し賣主が権利の缺欠物の隠れたる瑕疵を承知しながら
 之れを告げざる場合に於て、買主が其事實を知りて無擔保の特
 約を承知したるとき、又第三者の爲めに権利を設立し或は之れ
 を讓渡したる場合に於て、賣主が買主に其の事實を告げ又は買
 主が之れを知るに拘らず、無擔保の特約を爲したる場合に在り
 ては、賣主に於ては何等の惡意詐欺の行爲なきものなれば、賣
 主は特約したる如く一切の擔保責任を免かるゝことを得るものな
 りとす。

問 買戻の契約は如何なる物の賣買に有効なりや。

答 買戻契約の有効なるは不動産賣買に限るものにして、動産の如き轉々して融通さるゝ物には適用さるゝものにあらず。而して不動産の賣主は賣買と同時に爲したる特約に基き、買主が拂ひたる代金及び契約の費用を返還して其賣買の解除を爲し得るものなり、この場合に於て當事者に於て別段の約束を爲さざりしときは、不動産上より生ずる果實（地代家賃又は小作料の如き）と、其代金の利息とは差引勘定を爲したるものと法律上看做さるゝものとす、但し買戻の期間に付ては永く買戻契約の効力を存續せしむるは物の改良融通を妨げ、且つ何時までも其

權利を不確定の状態に置くものなるに因り、法律上は其期間を十年を超ゆるとを得ずと定め、若しそれより長き期間を定めたる時は、之れを十年に短縮すると爲せり、又買戻に付て期間を定めたる時は後日其期間を伸長することを許さず、尙ほ買戻に付て當事者に於て別段の約束を爲さざる時は、其期間は五年内に之れを爲すことを要するものとす。

問 金銭貸借の豫約は如何なる場合に効力を失ふや。

答 金銭貸借は常に消費貸借にして其の豫約を爲したる者、即ち金銭を貸すべきことを約したる者は、其契約の當時借主が無資

力の状況に在るを知らざりしを理由として、其の豫約を取消すを得ざるものなれども、若し豫約後に於て相手方が破産の宣告を受けたるときは、既に信用を失したる境遇に陥りたるものなるを以て、この場合には消費貸借の豫約は効力を失ふものとす。

問 消費貸借の目的物に瑕疵ありたる時は、更に之れを瑕疵なき物を代ふるを得るや。

答 消費貸借物に付瑕疵ありたる時は其貸借が其利息附なる場合と、無利息なる場合に於て貸借當事者の責任を異にす、即ち

利息附のものなる時は貸主は瑕疵無き物と取代へて貸す義務あるのみならず、其の瑕疵に因り損害ありたる場合には之れを賠償する義務あるものとす、然るに貸借が無利息なりしときは、借主は無瑕疵の物と取代へしむるを得ざるも、其の瑕疵あるものと同一の物を返還するか或は同じ價額を返還するを以て足れりと爲す、尙ほ貸主が豫め其物に瑕疵あることを知りて借主に告げざりしときは、貸主は借主の請求に應じ無瑕疵物と取代る義務あると共に損害賠償の責任を免がれざるなり、但し一見して何人にも瑕疵ある物と知らるゝ物にありとは、貸借當時の不

注意より損害を招くに至りたる者に付、之れが爲め損害を受くるも賠償を要求するを得ざるは謂ふまでもなし。

問 使用貸借の目的物は貸主の承諾なく又貸しを爲すことを得ざるや。

答 使用貸借は償ひなく物の使用収益を爲すものなれば、其の物を使用収益を爲すには其の性質に依りて定まりたる用方に従ふべきは借主の義務にして、借主は貸主の承諾なくして其目的物を第三者に又貸しを爲すことを得ざるなり、若し貸主の承諾なく又貸しを爲したる場合には貸主は契約の解除を要求し得る

は勿論、それが爲め損害ありたるときは其の賠償を要求することを得るなり。

問 賃借人は賃借物の使用及び収益に付如何なる義務を負担するものなるや。

答 賃借人は賃借物に付て相當の賃料を收取するものなるに因り、其賃料を請求する権利あると同時に其賃借物、例へば家屋の如きに在りては賃借人が使用に差支なき修繕を爲す義務あり土地の賃借人は其の土地の上にある家屋其他の工作物より賃借人が収益を爲すに必要なる、下水修繕工事或は井戸を堀る如